

第 453 回 群馬地方最低賃金審議会 資 料

- 1 群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 3 「要請書」

北関東ユニオン

- 4 意見書（群馬県最低賃金の改正決定に係る意見聴取）

（ 1 ）「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」

群馬県労働組合会議

（ 2 ）「2023 年度の最低賃金額の審議にむけた意見書」

生協労連 コープネットグループ労働組合

（ 3 ）「最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」

群馬県医療労働組合連合会

（ 4 ）「最低賃金の改善を求める意見書」

群馬県自治体一般労働組合

- 5 群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、1,500 円をめざすこと、
全国一律最低賃金制度の創設と、実効ある中小企業支援策を求める要請書
1,633 筆

群馬県労働組合会議

- 6 労働市場速報（令和 5 年 6 月分）

群馬労働局職業安定部職業安定課

- 7 最近の県内経済情勢（令和 5 年 7 月 26 日）

財務省関東財務局前橋財務事務所

- 8 群馬県における生活保護と最低賃金の比較

- 9 申出書（特定最低賃金関係）

「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」ほか 3 件

群馬地方最低賃金審議会 群馬県最低賃金専門部会委員名簿

(令和5年7月20日任命)

(敬称略、五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表	高橋 徹	(株)上毛新聞社取締役総務・経理・労務・経営企画担当
	谷口 聡	高崎経済大学教授
	米本 清	高崎経済大学教授
労働者代表	新井 和成	情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長
	木間 裕治	電機連合群馬地方協議会事務局長
	鷲澤 猛	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
使用者代表	五十嵐 亮二	(一社)群馬県経営者協会専務理事
	池畠 美穂	パッケージ池畠(株)代表取締役
	宇井 正典	アサヒライズ(株)代表取締役社長

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 5 年 7 月 28 日

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断D Iを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断D Iは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

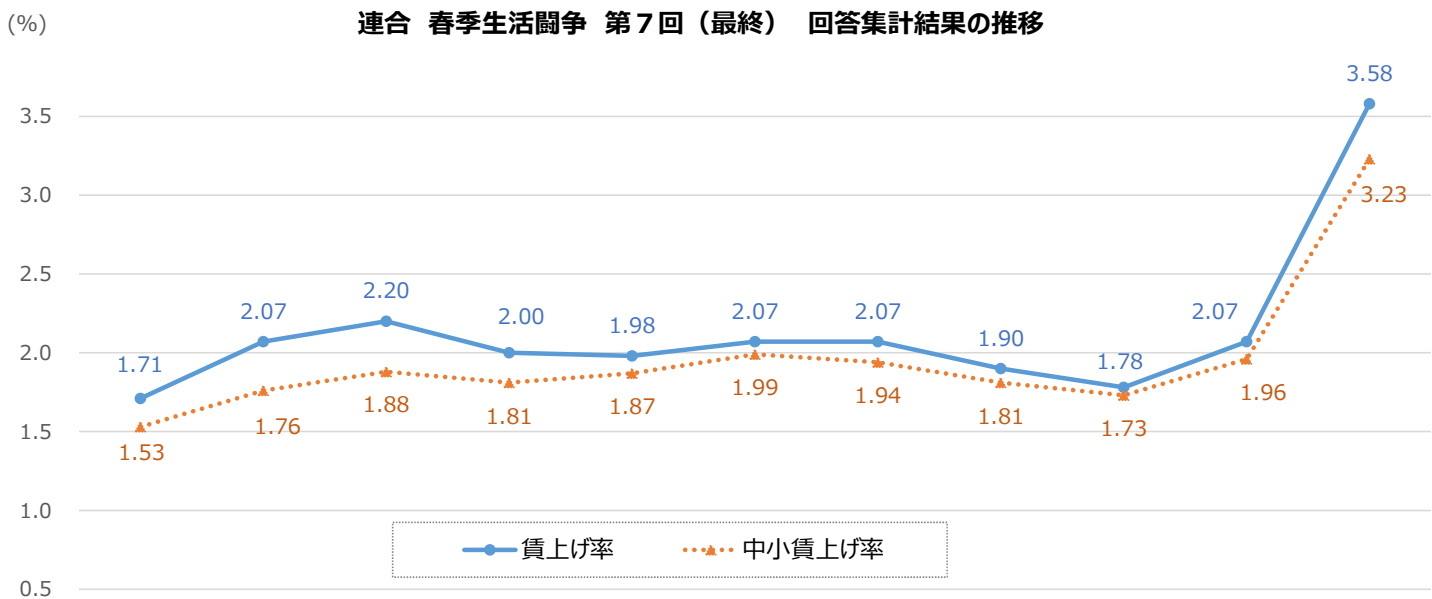
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

参考資料

連合 春季賃上げ妥結状況

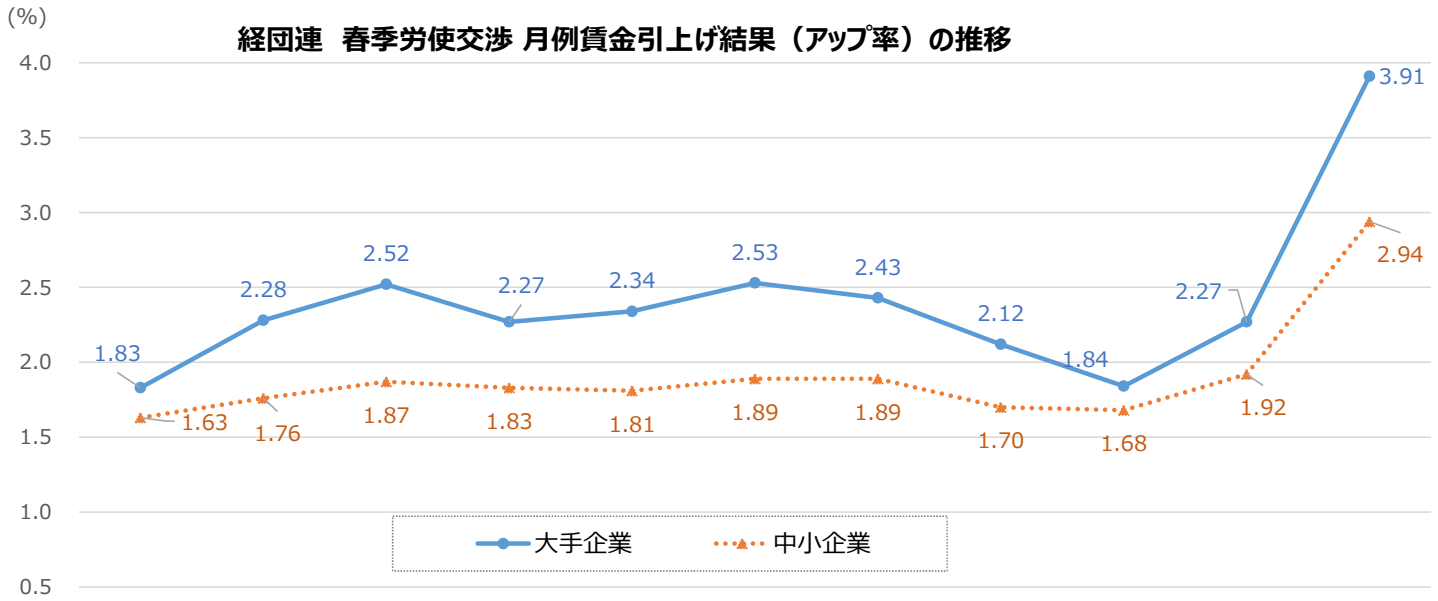
○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
 （注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率																		
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月																	
女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男 計	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女 計	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月			
一般パート計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

4

賃金改定状況調査結果第4表③

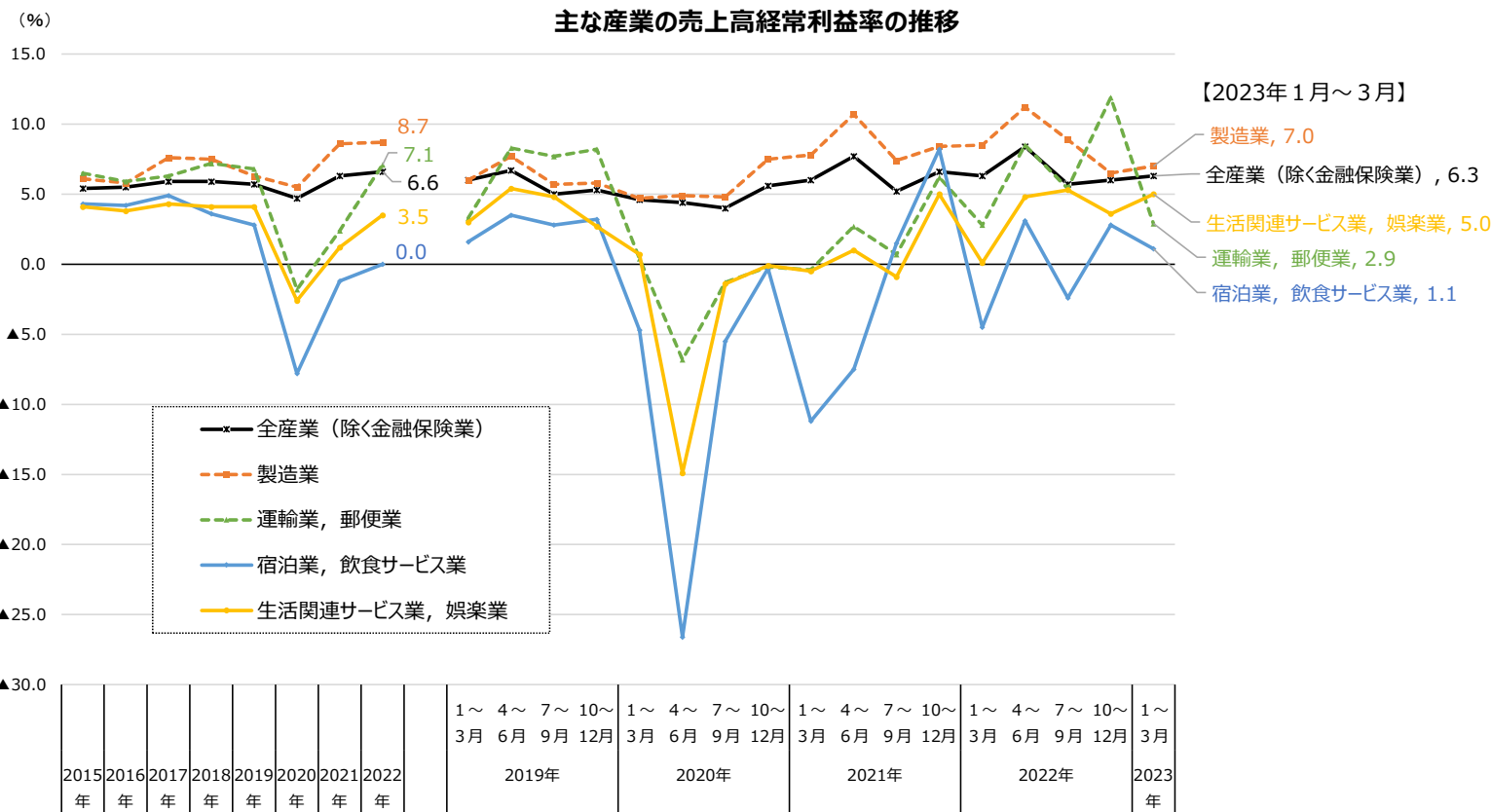
第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月			
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093</														

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

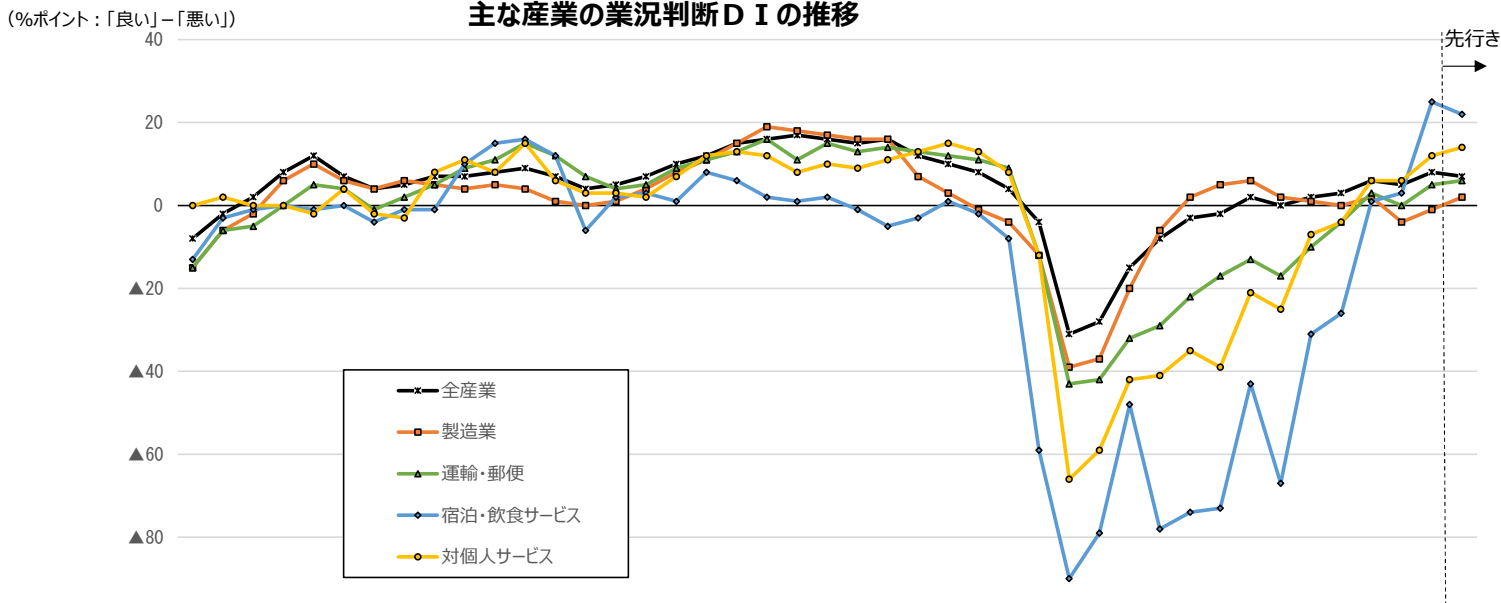
(単位: %)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月				
全産業 (除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移



	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月									
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

- (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

8

中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

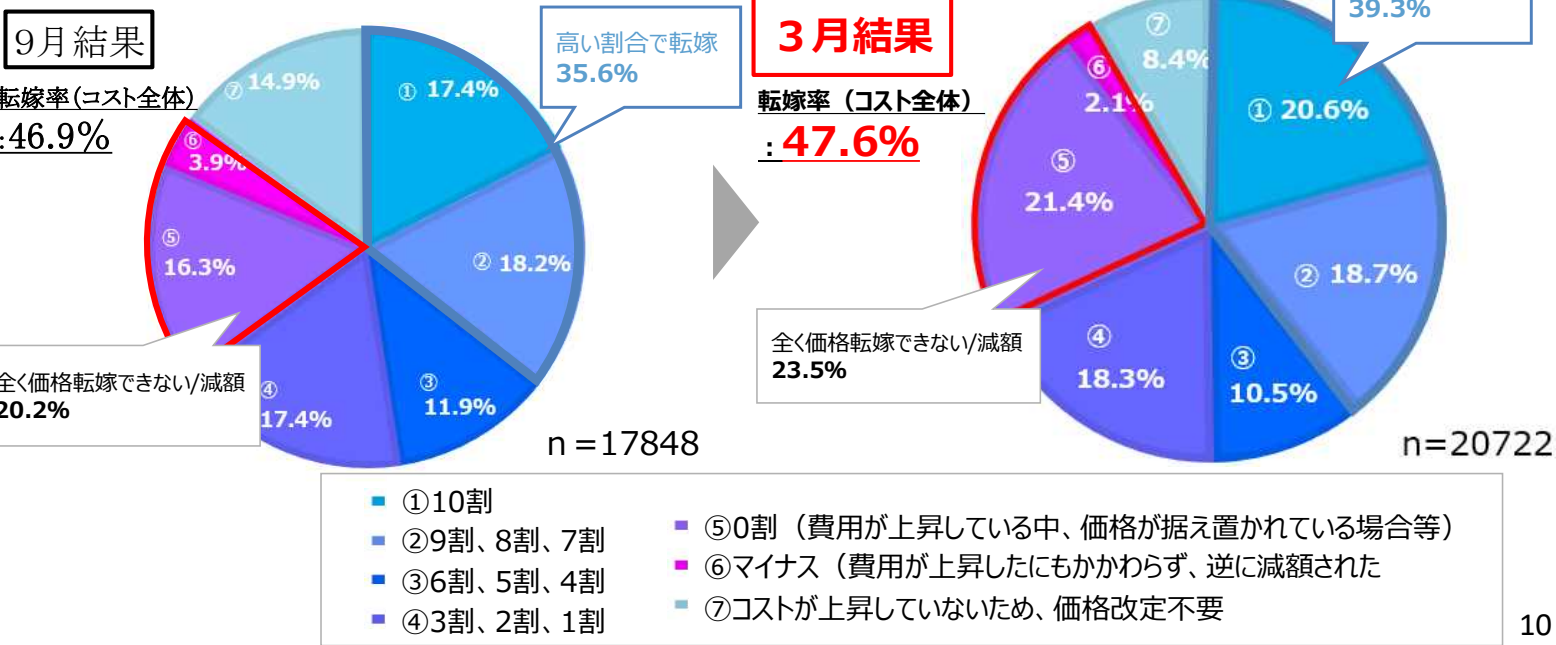
9

価格転嫁の状況① 【コスト全般】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した**価格転嫁率は47.6%**、前回(9月:46.9%)に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合(10割、9割~7割)を価格転嫁できた回答(①・②)が増加**(35.6%→39.3%)し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない(⑤) + 減額された(⑥)**」割合も**増加**(20.2%→23.5%)しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定(値上げ)不要**」の割合(⑦)は**減少**(14.9%→8.4%)しており、コスト上昇の影響は拡大。

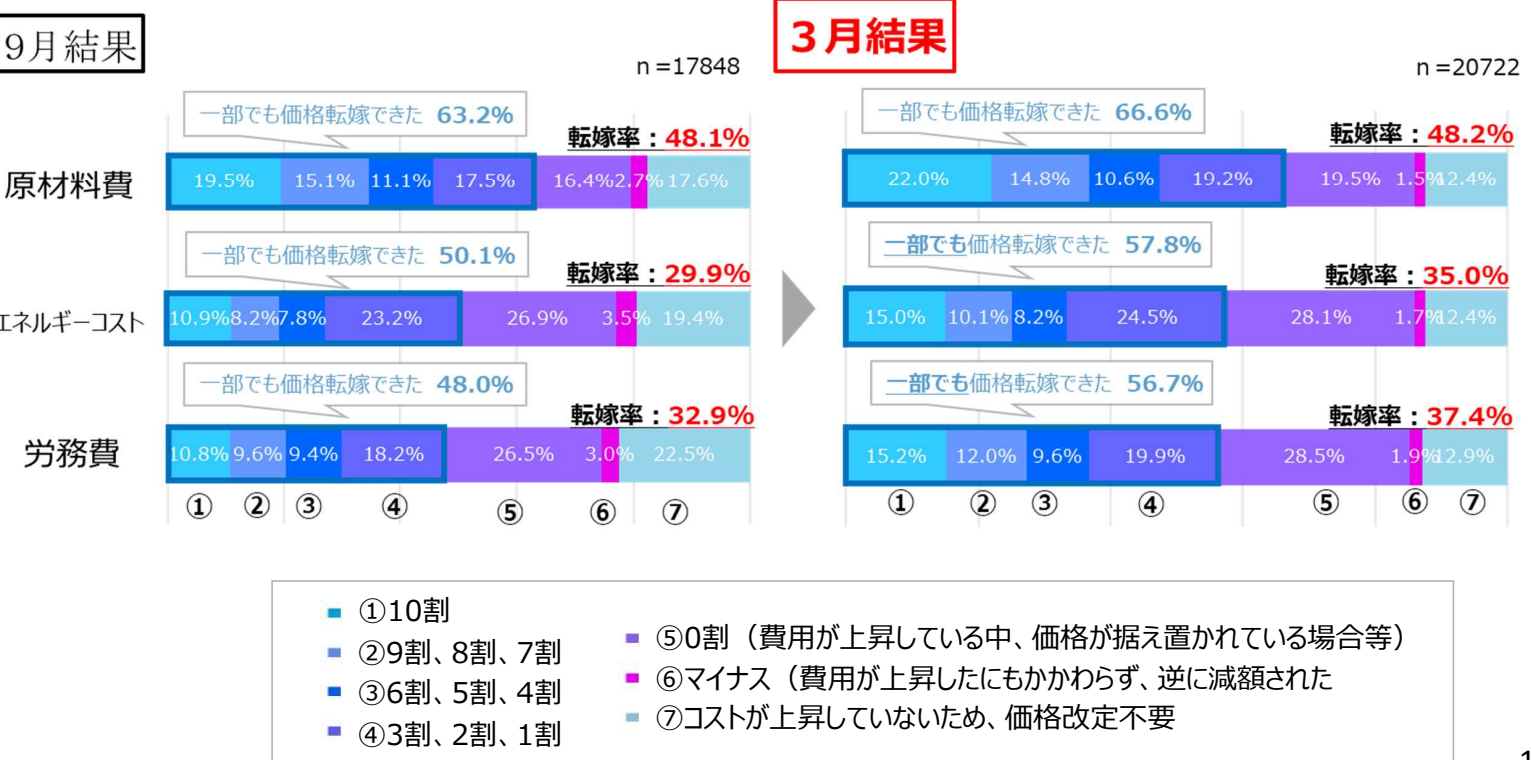
問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

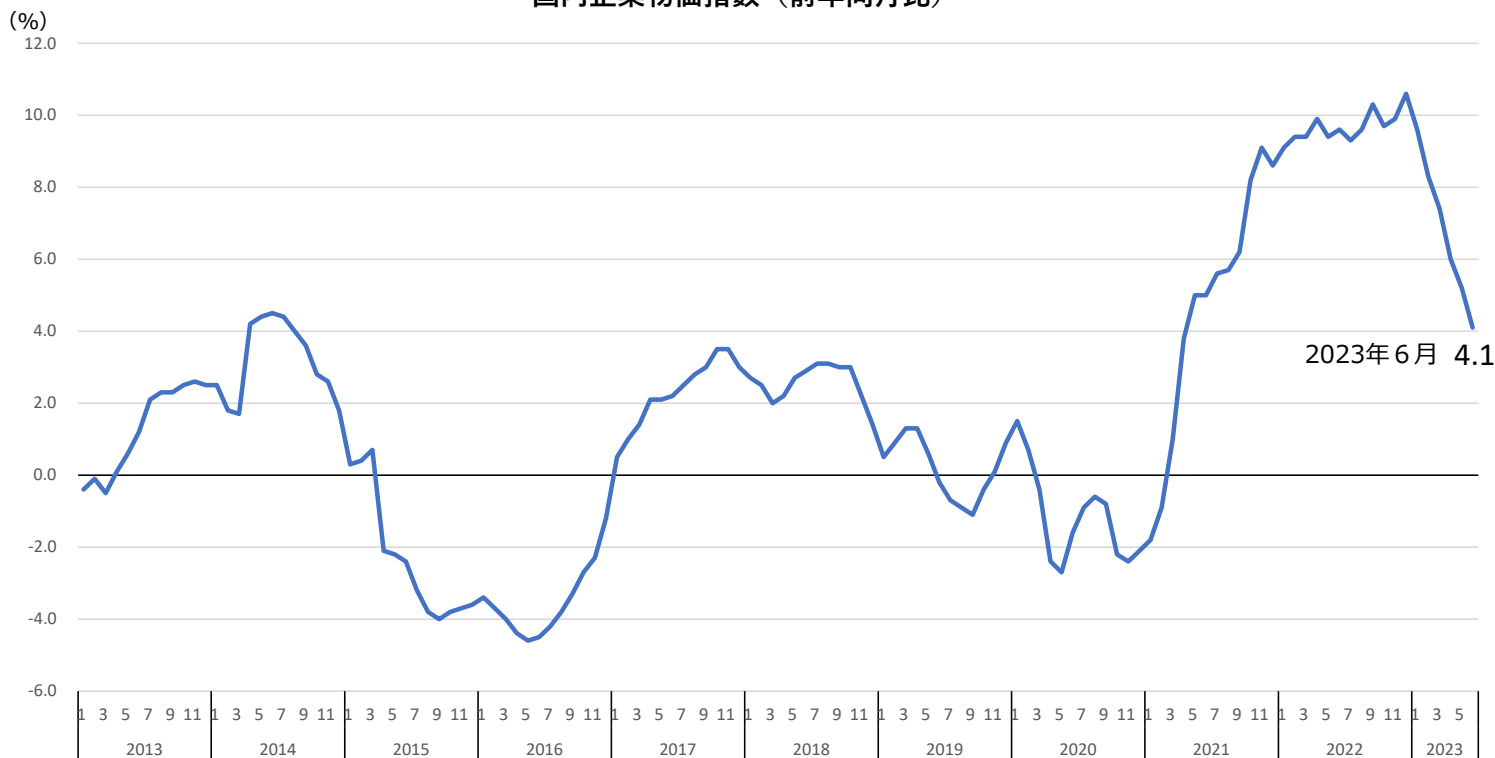
- **エネルギーコスト、労務費**の価格転嫁率は、それぞれ**約5ポイントの上昇**。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加(+約8ポイント)。但し、**原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準**。
- **原材料費**の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが(63.2%→66.6%)、「転嫁0割」も増加し(16.4%→19.5%)、**全体としては横ばい**。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2023年6月は速報値。

法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	<p>消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。</p> <p>※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。</p> <p>※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。</p>

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

14

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	B ランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	C ランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。

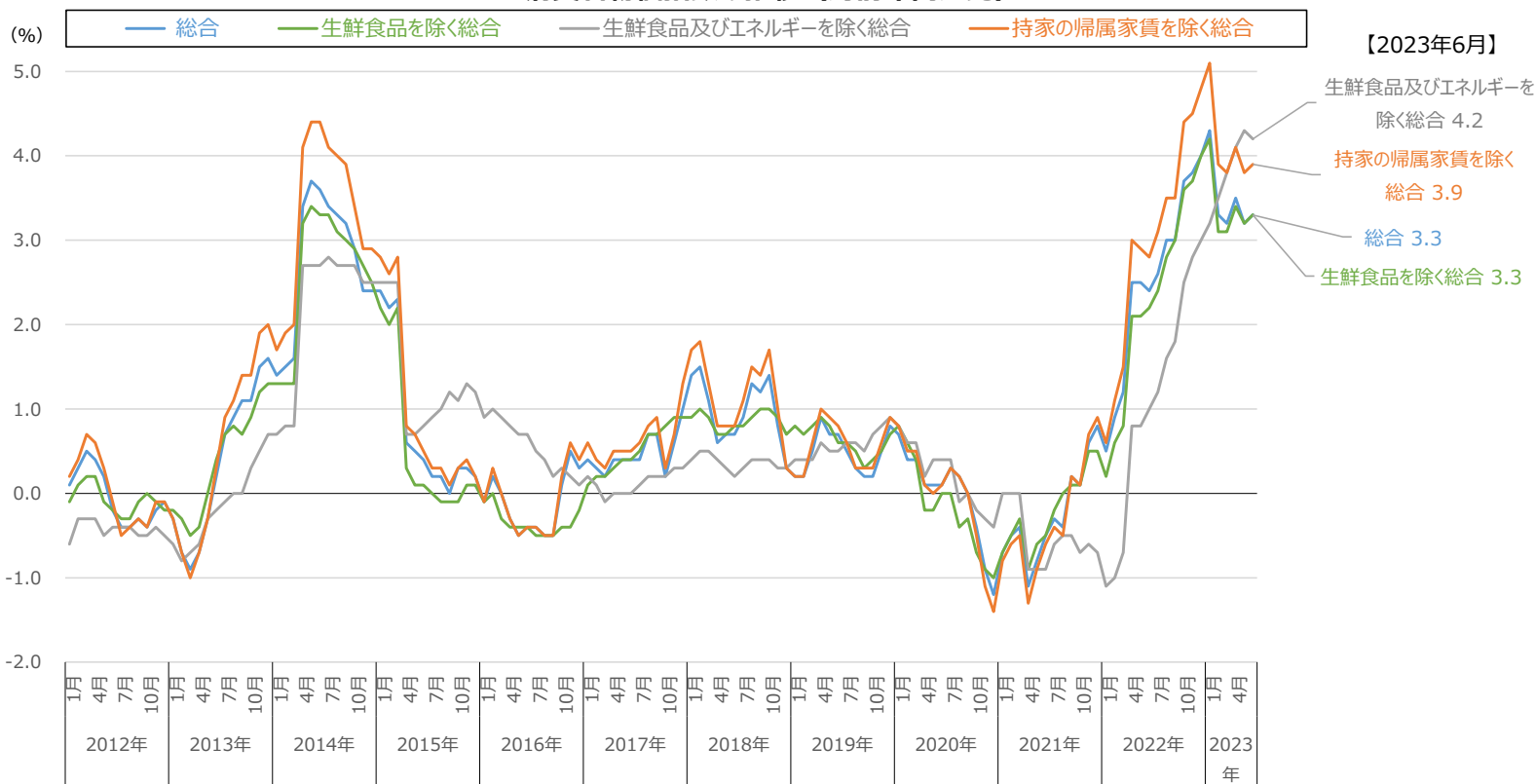
4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

15

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



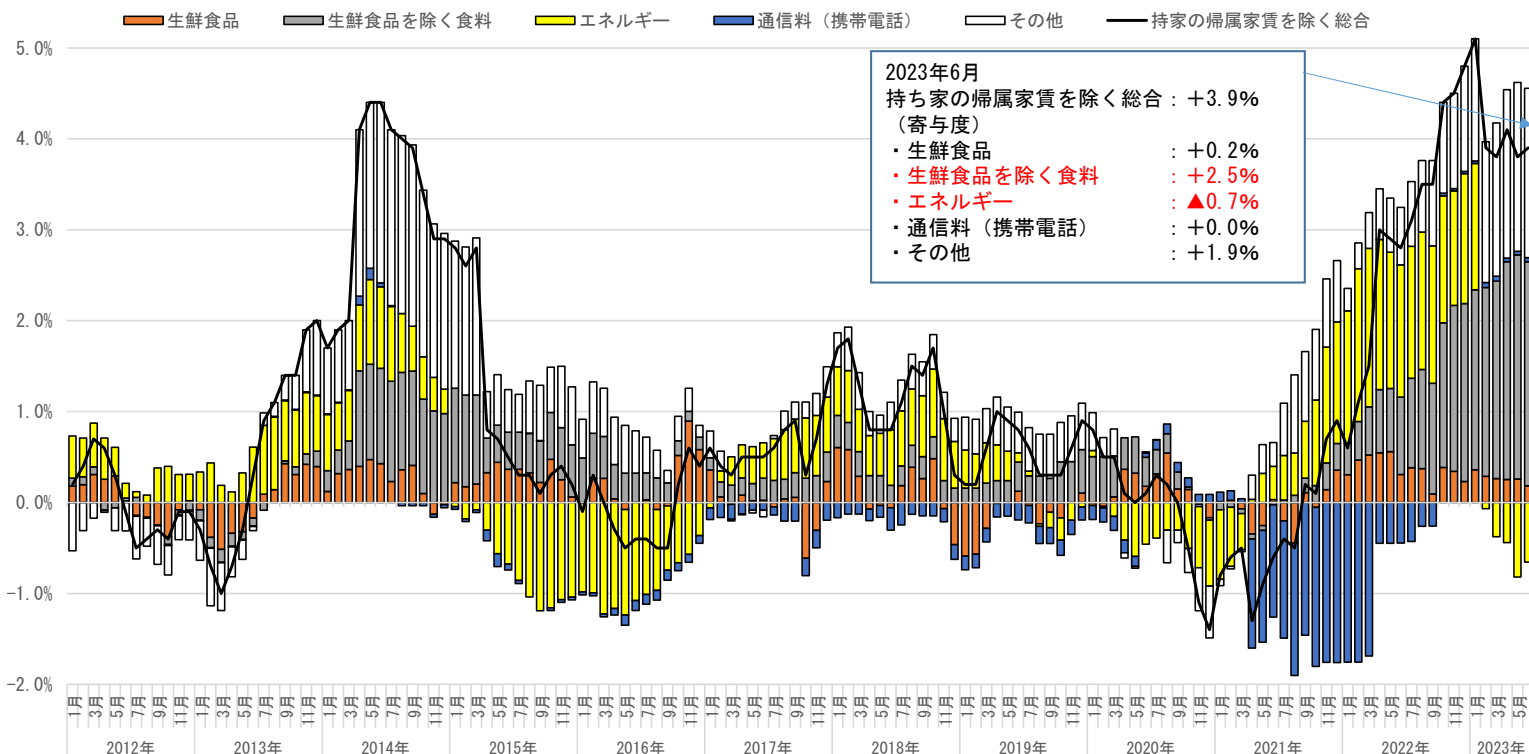
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

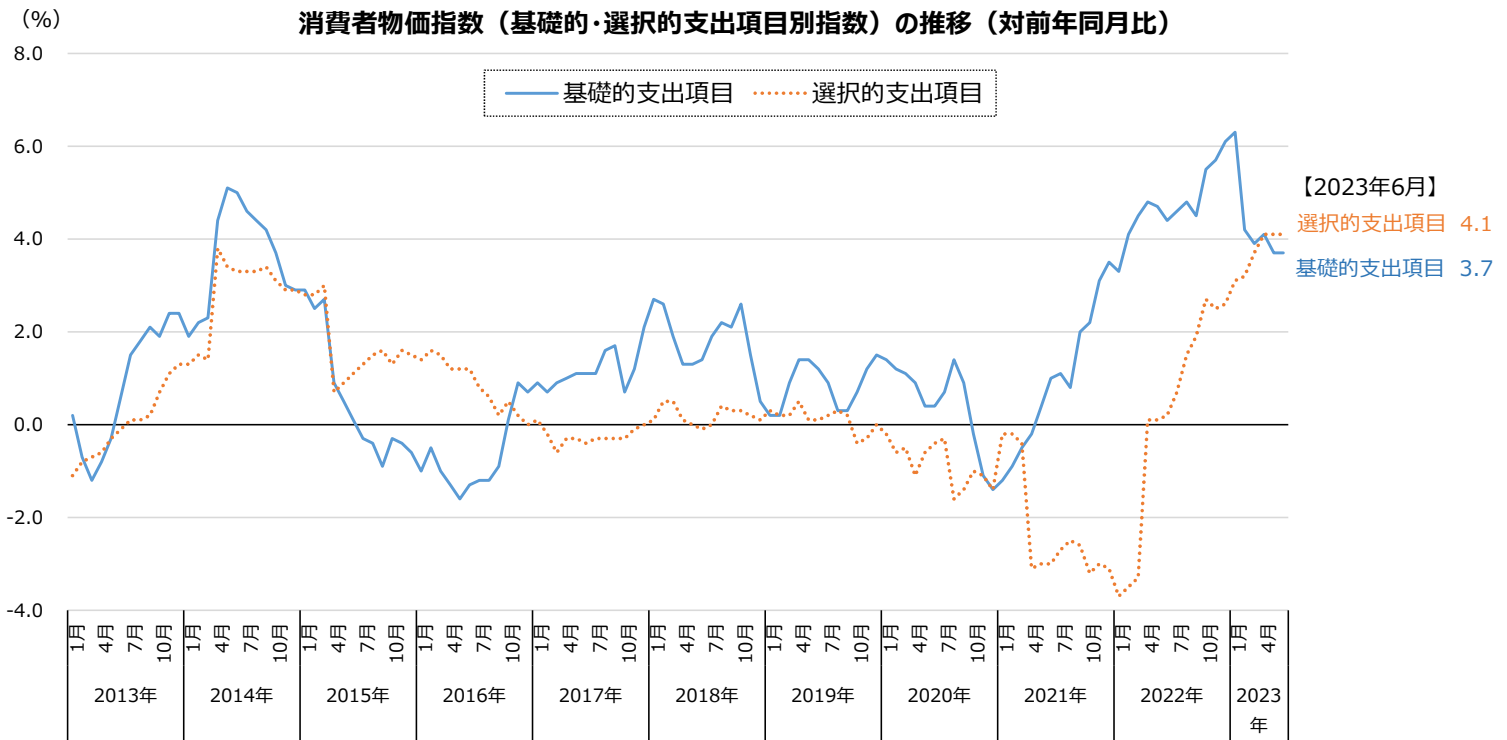


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) /前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。**令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上**。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバー**する約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について**交付決定**。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始**。

値引き単価

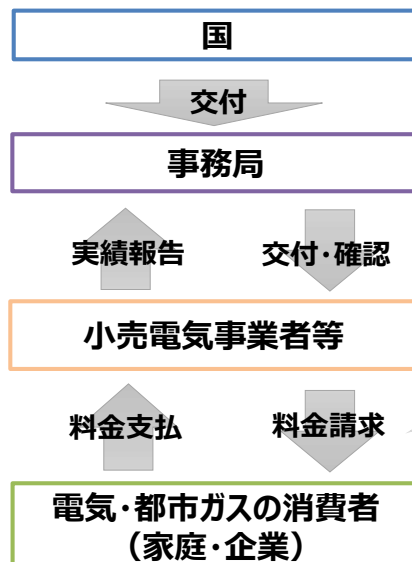
<電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）
 高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

<都市ガス>

30円/m³（9月15円/m³）
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

実施スキーム



・補助を原資に料金を値引き
 ・検針票・請求書等に値引きを反映

標準的な家庭における電気料金の試算結果

令和5年5月16日物価問題に関する関係閣僚会議資料(一部改変)

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、**ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下**となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	-	16,491円 41円/kWh (+48%)	-	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	-	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	-	▲612円 15,879円 (+42%)	-	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	-	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	-	▲936円	-	▲1,216円	▲864円	-	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

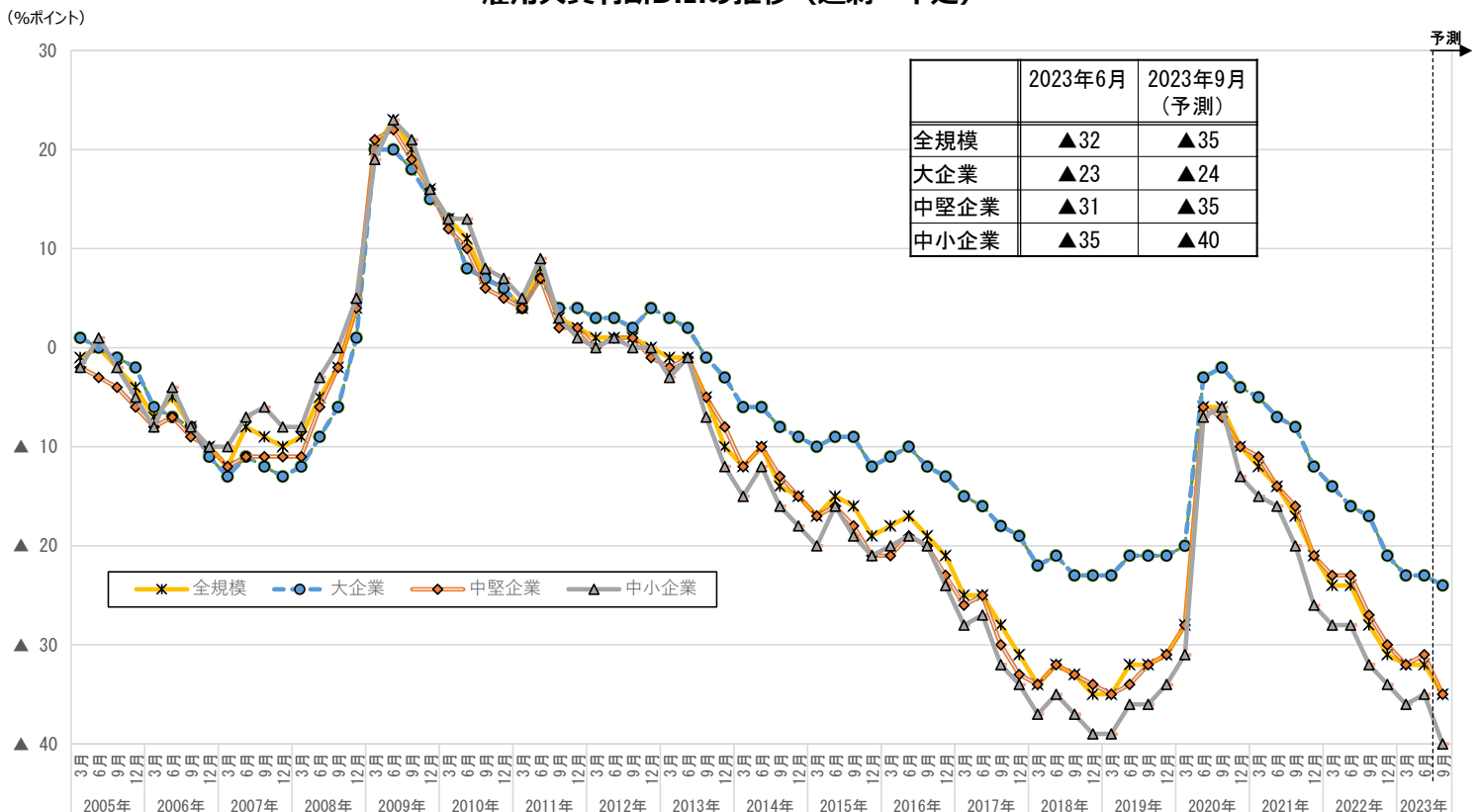
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

20

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

21

ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
												全国	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6
Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	
Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	
Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	

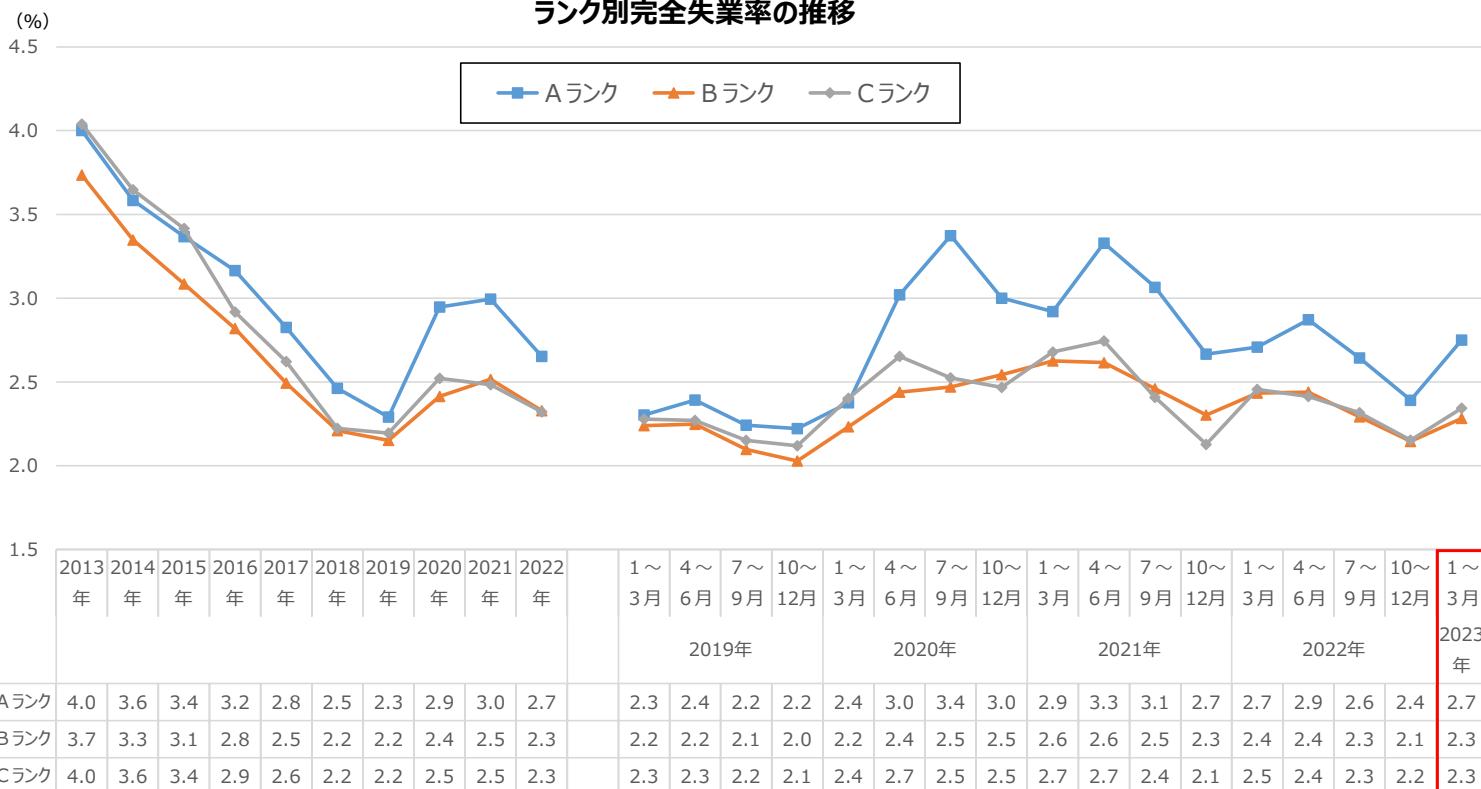
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和5年7月28日

1 はじめに

令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第1条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000時間働いても年収200万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で990円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する10月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は中規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

2023年7月13日

群馬労働局長
加藤 博人 様



使い捨ては許さない！誰でもどこでも安心して
働ける職場と生活できる賃金を！
北関東ユニオンネット共同代表
交通ユ
執行委員長

要請書

貴職の労働行政に対する取り組みに敬意を表します。労働基準行政等について下記の通り要請します。

記

1. 解雇等雇用契約について
 - ① 使用者の意図的な解雇や違法解雇が多発している現状を踏まえ、「解雇の金銭解決」等の動きに対し、労働基準監督行政の原則を堅持すること。
 - ② 障がい者雇用について、法定雇用率の現状を明らかにすること。また未達成企業の公表等、100%雇用に向けた施策を講じること。
2. 賃金について
 - ① 現行の最低賃金時給895円をただちに1,000円に引き上げること。さらに早急に1,500円に引き上げること。
 - ② 賃金不払いについて、刑事罰が付帯されていることを明確にし、悪質な企業に対しては、厳正に対処すること。
 - ③ 未払い賃金被害に遭っている労働者の立場を十分斟酌し、監督にあたること。
 - ④ 最低賃金審議会の全審議会を公開とすること。
3. 労働保険制度の事業者不服申し立てについて
 - ① 「基発0131第2号通達」を撤回すること。
 - ② 労災保険におけるメリット制度を廃止すること。
4. 労働実態について
 - ① サービス残業の摘発件数を明らかにされたい。
 - ② 外国人技能実習生制度を悪用した劣悪な労働実態がある。現場視察等を強化し、

制度の適正な運用を指導するとともに、労働法を遵守させること。

- ③ 過労死・過労死自殺等については、労災認定を速やかに決定されたい。
- ④ 様々なハラスメントについて相談が寄せられていると思うが、相談件数等を明らかにされたい。あわせて鬱病の割合を明らかにされたい。
- ⑤ 業務を起因とする鬱病等の精神疾患について、早急に労災認定を行うこと。
- ⑥ シルバー人材センターの請負、委任業務に従事する場合、最低賃金法は適用されないが、最低賃金法が適用になるよう、上申されたい。

5. アスベスト対策について

- ① 群馬労働局管内の労基署における石綿による疾病の労災認定件数及び石綿健康被害救済法による遺族特別給付金の給付件数を明らかにすること
- ② 厚生労働省が発表した石綿による疾病の労災認定事業場に対し、労働者・退職者の石綿健康被害の補償・救済に積極的に取り組むよう指導すること。
- ③ 2022年度の石綿除去工事届出件数及び作業計画届の件数を明らかにされたい。
- ④ 2022年度の健康管理手帳（石綿）新規交付件数と累積交付件数を明らかにされたい。

6. 労働行政全般について

- ① 監督官の増員等、適切な行政指導ができる体制をつくること。
- ② 外国語に対応できる人員を配置すること。
- ③ 個人情報開示請求に対し、あまりにも黒塗りが多。開示基準を改正すること。
- ④ 労働相談員に、社会労務士を採用しているが、その実態を明らかにすること。

以上

2023年7月14日

群馬地方最低賃金審議会 御中

前橋市本町 3-9-10

群馬県労働組合会議

事務局長

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、以下に述べる理由により、群馬県における地域別最低賃金をただちに1,000円以上に引上げ、1,500円の実現をめざすこと、及び全国一律最低賃金制度創設と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。

1. 4月の消費者物価は、総合指数で前年当月比3.5%上昇し、生活必需品（基礎的支出項目）では4.2%も上昇しています。一方、実質賃金はマイナス3.0%（2023年4月）、13カ月連続で減少となっています（厚生労働省・毎月勤労統計調査）。実質賃金が年度を通じて減少したのは、消費税増税時以来8年ぶりで、世界的なインフレ、物価高騰のもとで「賃金のあがらない国・ニッポン」の異常さがますます際立っています。

物価の高騰は所得の低い人への影響が大きく、格差の拡大にもつながります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で苦しい生活を強いられてきている非正規雇用労働者などにとっては、所得の減少に加えて物価上昇で二重の打撃となります。今年の最低賃金の改定にあたって、物価の高騰から生活を守るためにも最低賃金の物価上昇率を上回る大幅な引き上げを求めるものです。

2. 現在の最低賃金には、2つの大きな問題があります。

一つは、あまりにも低額であること、二つには、あまりにも都道府県間の較差が拡大してしまったことです。

最低賃金額は、あまりにも低く抑えられており、これでは「8時間働いても」自立して人間



らしく暮らすことはできません。私たち県労会議が加盟する全国労働組合総連合（全労連）の各地方組織が全国 27 都道府県で4万8千人を超える人たちの協力に取り組んできた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円（税込み）・時間額1,500円以上（月150時間換算）必要との結果が示されています。人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。【表1】これに比して、群馬県の最低賃金額895円は6割にも満たず、これでは自立して人間らしく暮らすことはきわめて困難です。

中央でも地方でも最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置づけられているとは言い難い状況です。労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかり位置づけ、最低賃金をただちに1,000円以上に引上げ、1,500円の実現をめざすことを強く求めます。

海外に目を向けると、オーストラリア1,959円、スウェーデン1,717円、アメリカのワシントン州では2,069円になっています【表2】。ドイツやフランスでは物価高騰にも対応し、一年で3回も改定するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいます。主要先進国の中で日本の最低賃金（平均）は低水準にあり、旧C・Dランクの多くの地方は韓国（990円）の最低賃金よりも低い水準となっています。

3. 最低賃金の二つ目の大問題である都道府県間の較差拡大について述べます。

2022年の改定では、最高額の東京都が1,072円、最低額の10県は853円で219円（20.4%）もの格差があります。【表3】に示しているようにランク制度によって地域間格差は年々拡大し、2006年の109円から2022年には219円と格差は2倍以上に広がっています。しかし、前述したように「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も25歳単身で月額24万円（税込）、時間額1,500円以上（月150時間）必要との結果が示されています。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています【表4】。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。

わたしたちは、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、

その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えています。また、「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。219円(20.4%)と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えています。

ぜひ、国に全国一律最低賃金制度の創設を求めることを、最低賃金審議会の答申に盛り込んで下さい。

4. 最低賃金の大幅引き上げを求める声に対し、最低賃金審議会の審議の中で問題とされるのが「賃金支払い能力」ということです。地域別最低賃金は、同一都道府県内では同じ金額です。他の産業を考えてみても、群馬県内の中小企業と、県境を挟む埼玉県本庄市や児玉郡上里町、秩父市にある中小企業と、どれほど「賃金支払い能力」に違いがあるのでしょうか。明確な違いがあるというのであれば、審議会の中で具体的な資料を明示して審議されるべきではないでしょうか。

自由民主党内につくられている最低賃金一元化推進議員連盟が、2021年5月25日に当時の菅総理大臣に「最低賃金制度のあり方に関する提言」を行いました。その中では「支払い能力という概念は他の国には見られない要素であり、またその概念は極めて曖昧であり、この要素が最低賃金引き上げの抑制要因として機能してきたと推察される」と述べられています。「極めて曖昧」な概念で審議するのではなく、明確な根拠を示したうえでの審議が必要です。

5. 最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」が閣議決定され、最低賃金は地域間格差にも配慮し、できる限り早期に全国加重平均で1,000円以上を目指すことを打ち出しました。しかし、「平均1,000円」は、2010年の政労使による「雇用戦略対話」合意で「2020年までに全国平均1,000円を目指す」としていたもので、すでに3年も遅れているものです。私たちの要求である全国一律1,500円以上とはほど遠い状況が続いています。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。最低賃金1,500円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,500円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

6. 群馬地方最低賃金審議会は、2022年8月12日の「群馬県最低賃金の改正決定について(答申)」において2021年に引き続き、中小企業支援について言及し、「中小企業の賃上げのための環境整備、及び、直接的、即効的、かつ、手続きの簡素化された支援策をさらに拡充することは労使共通の要望である」と労働局長に答申しました。私は、2年続けて答申に最低賃金引上げのための中小企業支援策の要望を盛り込んだことを高く評価するものです。

私たちが求める「最低賃金を、ただちに1,000円以上に引上げ、1,500円を実現すること」は、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつながるものです。それでも、日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金1,500円への引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。だからこそ、私たちは最低賃金引き上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めています。今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう強く求めて下さい。

以上

表1-a 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

都道府県名 自治体名 性別	(円)											
	茨城県				東京都				長野県			
	水戸市		宇都宮市		北区		長野市		上野市		長野市	
消費ランク	A		B		C		D		E		F	
消費支出	179,522	182,825	186,717	181,425	183,708	182,513	179,910	178,147	179,804	176,834	183,113	184,772
食費	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442	41,987	32,985	44,361	35,858	41,323	32,926
住居費	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000	36,638	36,458	57,292	57,292	40,625	40,625
水道・光熱	10,400	10,687	11,614	10,978	11,068	10,903	7,546	7,356	6,955	6,789	7,398	7,114
家具・家事用品	4,066	3,841	3,922	4,321	4,150	3,893	3,265	3,222	2,540	2,703	4,342	4,937
被服・履物	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506	8,440	6,719	6,806	5,302	7,522	7,406
保健医療	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617	1,802	2,866	1,009	2,885	1,026	2,934
交通・通信	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234	29,990	32,481	12,075	12,075	29,339	31,799
教育・娯楽	19,599	20,286	19,988	19,889	19,512	19,796	28,534	28,630	25,577	25,613	26,393	26,393
その他	20,138	20,072	20,105	21,096	20,257	20,123	21,708	27,430	23,189	24,316	25,225	30,638
非消費支出	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531	55,177	55,177	51,938	51,938	53,399	53,399
予備費	17,900	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300	17,900	17,900	17,900	17,900	18,300	18,400
最低生計費(月額・標準)	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813	197,810	195,947	197,704	194,424	201,413	203,172
最低生計費(月額・標準)	249,234	253,580	258,003	252,566	260,006	255,344	252,987	251,124	249,642	246,362	254,812	256,571
年額(税込)	2,394,408	2,412,240	2,463,764	2,394,240	2,424,072	2,421,156	2,373,720	2,351,164	2,396,288	2,393,088	2,457,744	2,478,852
月150時間換算	1,664	1,691	1,730	1,684	1,723	1,702	1,687	1,674	1,664	1,642	1,699	1,710

表1-b 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

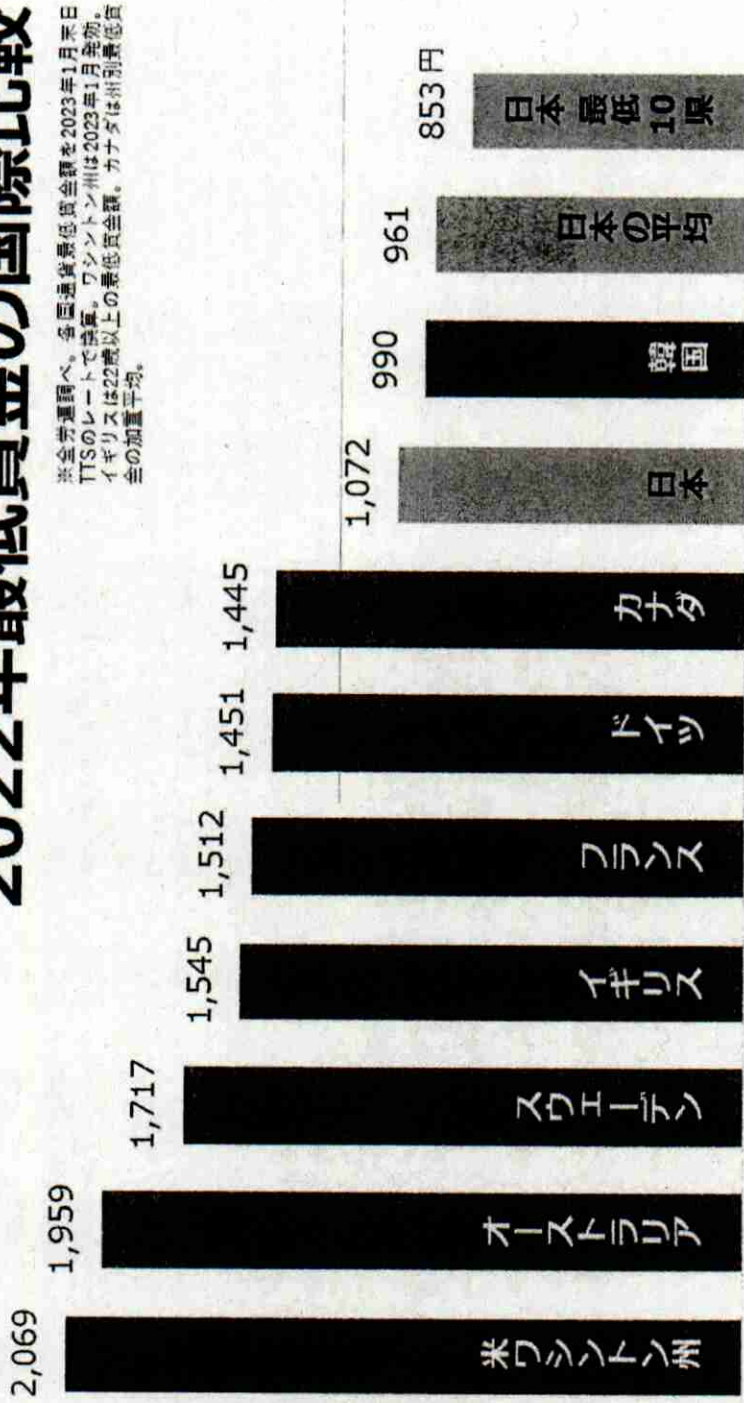
都道府県名 自治体名 性別	(円)											
	岐阜県				静岡県				千葉県			
	岐阜市		岐阜市		静岡市		静岡市		千葉市		千葉市	
消費ランク	C		D		E		F		G		H	
消費支出	176,737	177,656	173,494	170,953	175,940	169,919	180,404	186,105	183,688	184,253	187,077	179,439
食費	44,872	37,640	43,727	35,097	44,306	35,866	40,333	33,992	45,423	37,054	42,755	35,785
住居費	38,000	38,000	48,000	48,000	46,000	46,000	35,417	35,417	33,000	33,000	39,000	39,000
水道・光熱	7,874	8,690	5,091	6,609	7,301	6,841	7,273	11,491	8,710	10,360	7,566	7,877
家具・家事用品	3,058	3,109	3,780	3,693	3,972	4,477	4,032	4,297	3,247	3,707	4,226	5,394
被服・履物	7,748	5,752	8,756	8,249	5,594	4,308	6,975	7,701	6,638	8,223	4,478	8,896
保健医療	1,501	4,691	4,107	6,513	2,106	2,163	1,094	2,352	1,506	868	2,248	3,574
交通・通信	34,993	32,953	13,469	12,567	17,702	16,431	33,384	33,384	37,467	31,923	36,302	36,142
教育・娯楽	20,390	20,680	25,553	25,604	29,512	29,558	25,454	25,547	26,070	25,781	26,635	26,635
その他	18,301	26,241	21,011	24,021	19,547	24,275	26,842	31,923	21,627	31,367	23,873	28,545
非消費支出	53,422	53,422	54,157	54,157	50,492	50,492	50,107	50,107	47,711	47,711	53,037	48,977
予備費	17,600	17,700	17,300	17,000	17,500	16,900	18,000	18,000	18,300	18,400	18,700	19,200
最低生計費(月額・標準)	194,337	195,356	190,794	187,953	193,440	186,819	198,404	204,705	201,988	202,683	205,777	211,948
最低生計費(月額・標準)	247,759	248,778	244,951	242,110	243,932	237,311	248,511	254,812	249,699	250,394	258,814	264,085
年額(税込)	2,373,108	2,395,336	2,339,432	2,253,240	2,321,688	2,241,828	2,382,132	2,456,424	2,424,272	2,432,208	2,469,324	2,528,176
月150時間換算	1,633	1,659	1,633	1,614	1,626	1,582	1,657	1,699	1,665	1,669	1,725	1,642

(注1) 25歳単身・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算。

(注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由献金費(1ヶ月6,000円)を含む。

(注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料。

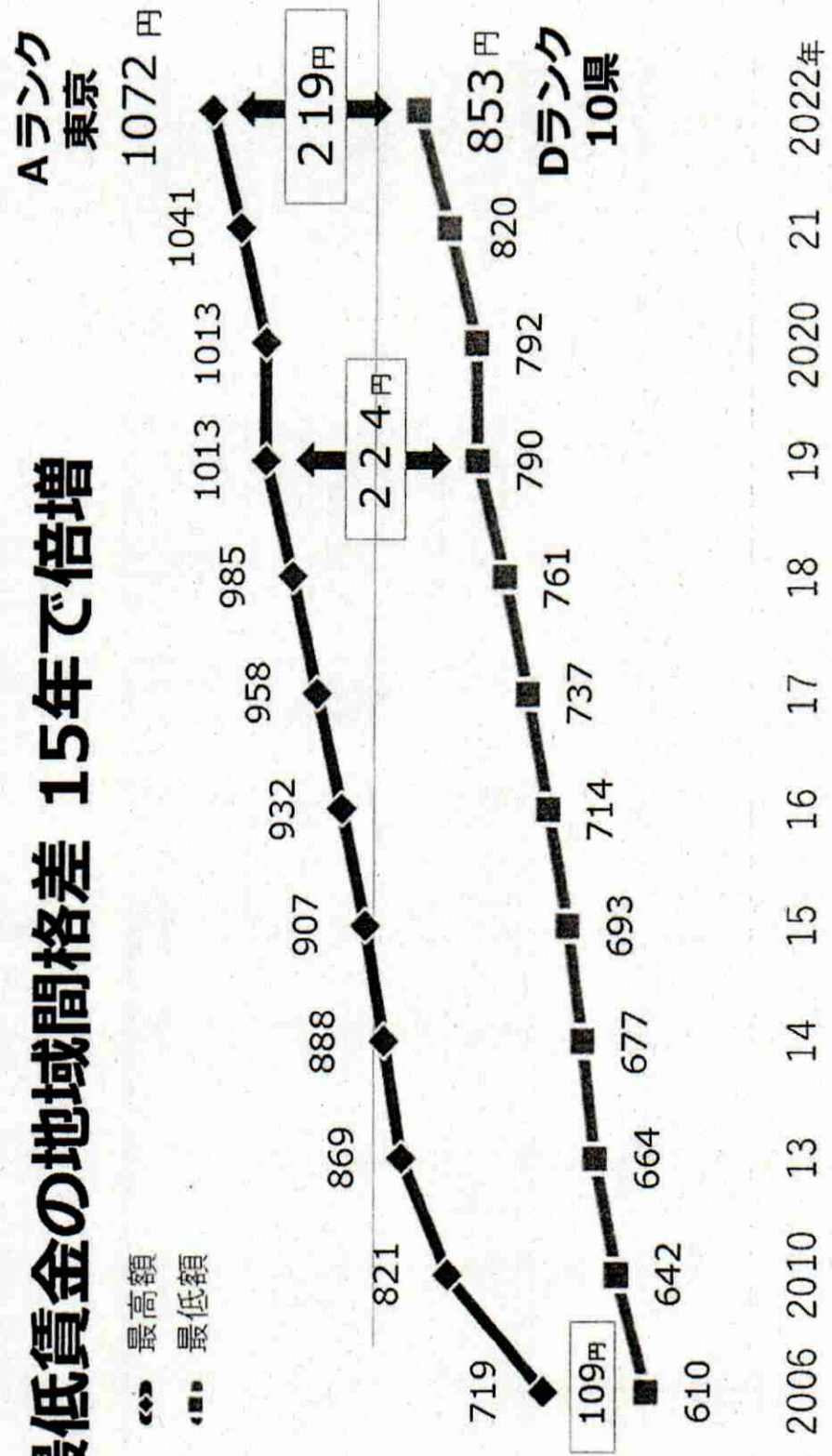
2022年最低賃金の国際比較



単位：円

※全労連調べ。各国通貨最低賃金を2023年1月31日TTSのレートで換算。ワシントン州は2023年1月発効。イギリスは22歳以上の最低賃金。カナダは州別最低賃金の加重平均。

最低賃金の地域間格差 15年で倍増



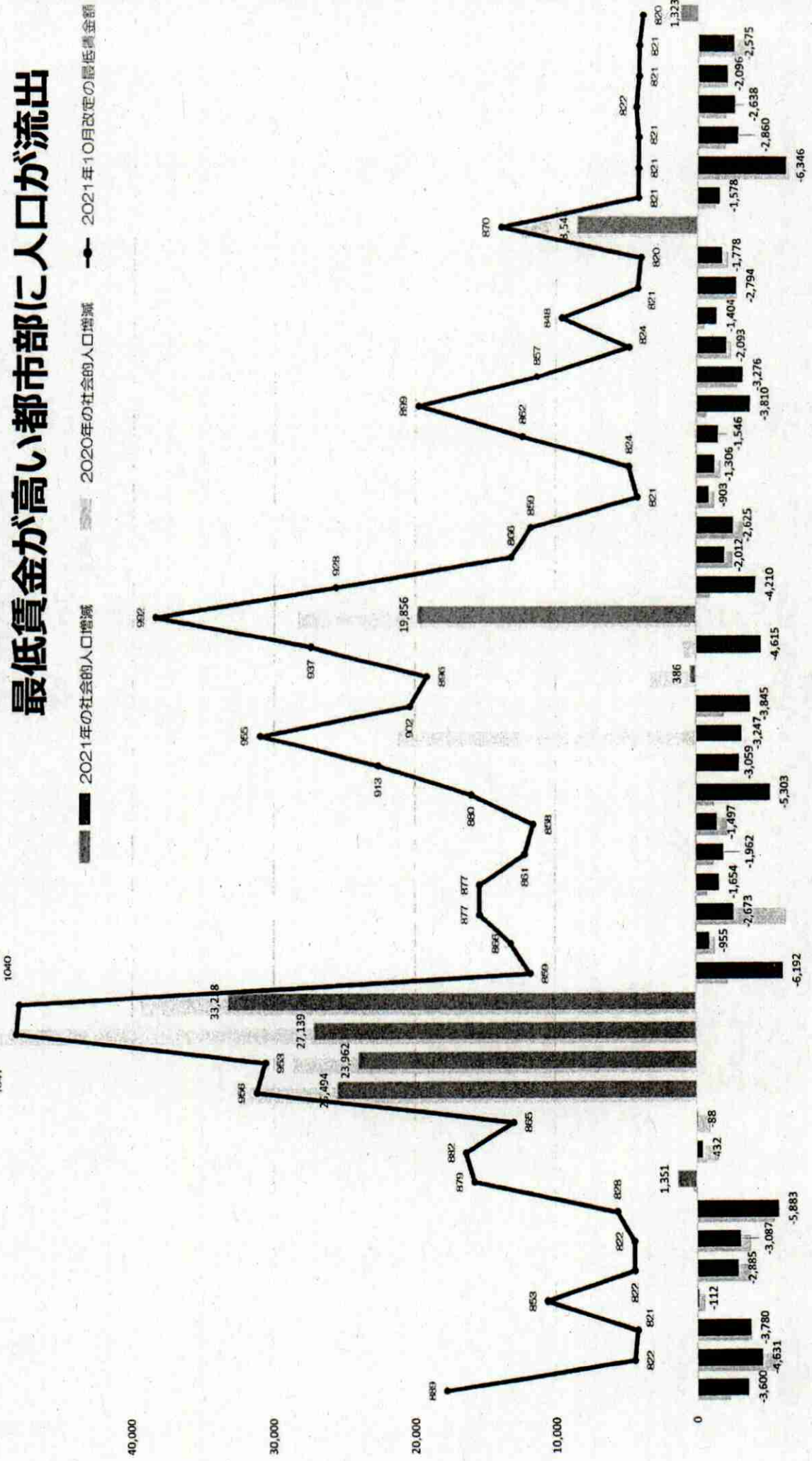
2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図

[表4]

最低賃金が高い都市部に人口が流出

105

50,000



75

-10,000

北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 富山 石川 福井 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

※ 総務省統計局：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2021年1月1日現在）より、全労連作成

2023年7月12日

群馬県最低賃金審議会 御中

さいたま市南区南本町1-16-9
フォーラム南浦和4F
生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長

2023年度の最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働く従業員で組織する労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまが7割を超える労働組合です。日本社会から格差と貧困をなくすために、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の解消を求めています。どこでもだれでも1日8時間働けばまともに暮らせる社会にしていくには、最低賃金は全国一律で1,500円以上にしていく必要があると考えています。今年度の群馬県の最低賃金額の改定に際し、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2023年度の最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間のコロナ禍と急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題もより深刻さを増しています。

このため2022年度の最賃改定では、物価上昇に見合う最低賃金の引き上げが社会的に求められていたわけであり、昨年の中央最低賃金審議会では、A・Bランク31円、C・Dランク30円という過去最高の引き上げ目安額が答申され、22道県の地方最低賃金審議会では目安額を1~3円上回る額で決定した地方もあったものの、群馬県では目安額通りの30円の引き上げで決定し、最賃額895円となりました。結果、この間の物価上昇率には届かない改定率に留まりました。

他国では急激な物価上昇に対応するため年に何度も最低賃金を引き上げた例もあり、とりわけ切迫している低賃金労働者の生活維持のためには、過去に例がなくとも検討すべきと考え、今年1月には、群馬労働局長あてに「2022年度内最低賃金額再改定の要請書」を提出させていただきました。残念ながら年度内の再改定は実現しませんでした。再改定を求められた主旨を受け止めて、2023年度の最低賃金審議会では議論していただきたいと考えます。

関東で一番低い群馬県の最低賃金では労働力の流出も大きな問題としてあります。群馬県から東京に働きに出る目的の一つには、より高い賃金を求める願いがあることを受け止めていただきたいと思えます。群馬県で働く労働者の生存権を保障してください。

2. 生協職場の従業員の暮らしの実態

コロナ禍に続く急激な物価上昇から生協職場で働く従業員の暮らしも非常に逼迫しています。以下にこの間あがっている声を紹介します。

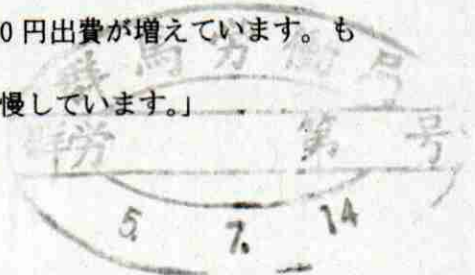
「新型コロナの収束も見通せない中で物価が上昇し、日々の生活がどんどん苦しくなっています。切り詰められるものにも限界があります。」

「食費を節約するために値引きシールの貼ってある商品を選んで購入しています。賃金アップで食べたい商品を選んで買えるようにしてほしい。」

「入職して30年ずっとコープで商品を購入してきました。本当はコープで買いたいのですが出費を減らすには食品の質を落とすしかありません。」

「4人家族で回転ずしなどへ外食に行くと1回で2,000円から3,000円出費が増えています。もう外食は無理です。子どもの将来のための貯金もできません。」

「配達中のお昼もお弁当は買えないので、コンビニのおにぎりで我慢しています。」



「体が動くうちは生協で働きたいと思っていますが、高年齢のため体が厳しいです。でも医療費を出す余裕が無いので、病院には行かずだまし、だまし働いています。」

3. すべての人の最低生計費を保障する最賃制度の確立を

全労連とその加盟組織は最低賃金法を改正し、全国一律の最低賃金制度にしていく運動に取り組んでいます。全国一律の最低賃金制度を求める要求は、科学的根拠に基づくものです。全国各地で1ヶ月の生活に必要な費用を調査する最低生計費試算調査を実施し、その結果から、全国どこでも単身20代が普通に暮らしていくために必要な費用は、月額約23万円(時給換算で1,500円~1,700円)程度であることが明らかになっています。

私たちが長年、最低賃金の全国一律制の実現を求めてきた結果、最低賃金を全国一律制度にしていこうという声が、様々な団体や国会議員の間でも広がってきています。私たちが毎年取り組んでいる全国一律最賃制を求める国会請願署名の紹介議員も2022年は104人、2023年は121人と、増えてきています。

中央最賃審議会の目安協議会では、今年10月の改定から3ランク制へと変更することを決めましたが、私たちが求めている全国一律制に照らせば、この変更はまだ不十分なものです。

全労連では現在、全国一律の最低賃金制度にしていくために、最低賃金法を改正していく4つのポイントについても、国会議員との合意形成を進めようとしています。全労連が考える最賃法改正の4つのポイントとは、「公務員への適用」「中央と地方の各審議会の役割整理」「決定要素からの事業の支払能力削除」「中小企業支援策の国への義務づけ」です。今年度の最賃審議会での議論でも、上記の経過を踏まえた検討がなされることを期待します。

4. 最低賃金の引き上げは、中小企業支援策とセットで

現行の最低賃金法の問題点の一つは、最低賃金の決定要素の一つに「事業の支払能力」を挙げている点があります。憲法が保障する生存権が「事業の支払能力」に左右されるようなことはあってはならないと考えます。また、この間生協労連として進めている中小企業団体との懇談では、中小企業の経営者も賃金を引き上げたいとの思いは持っています。大企業との関係性や価格転嫁の難しさなどから、賃金を上げたくても上げられないのが実態です。

中小企業も賃金を上げられるようにするには、企業努力だけではなく政策的な中小企業支援が必要です。現在も賃上げする中小企業への助成制度はありますが、使い勝手が悪い、申請の難しさなどの理由からあまり活用されていません。全国の中小企業にあまねく効果が行きわたるような中小企業支援策をセットにして、最低賃金の大幅な引き上げを実現するべきと考えます。

5. 開かれた議論をお願いします

各地方最賃審議会では、広く意見を求め、審議会での議論の内容を公開していく方向で、少しずつ改善が進んでいます。鳥取地方最低賃金審議会においては2008年以降「完全公開」「意見聴取の実質化」「傍聴の自由化」を確立させ定着させています。隣りの埼玉地方最低賃金審議会では、2019年度の審議会から意見書提出者が意見陳述できる時間を設けるようになり、今年度の審議会では意見陳述について昨年までの倍の時間を確保する方向で準備されています。

群馬の最賃審議会でも、専門部会を非公開とすることが今年も確認されてしまいましたが、議論の過程の透明性や公正性を高めるための改善を進めていただくことを要望します。

以上

2023年7月14日

群馬地方最低賃金審議会 会長 様
群馬地方最低賃金審議会委員 各位

群馬県医療労働組合連合会
書記長 [REDACTED]

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たち、群馬県医療労働組合連合会は、安全・安心の医療・介護を提供するために、医療現場で働く労働者の賃金・労働条件の大幅改善が必要と考え、賃金改善にむけての取り組みをすすめています。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下新型コロナ）拡大により、医療・介護・福祉職場は過酷な労働実態となっていますが、専門職にも関わらずそこで働く労働者の賃金は、社会的な役割に見合わない低賃金に据え置かれています。

政府が打ち出したケア労働者の賃上げについては、ほとんどが手当対応であり、政府が宣言する額には及ばない状況です。そもそも対象となる職種や施設について限定的であり、職場に差別と分断を持ち込む結果となっており、さらに慢性的な人員不足が新型コロナの拡大に追い打ちをかけ人員不足となり、過酷な労働実態に拍車がかかっています。

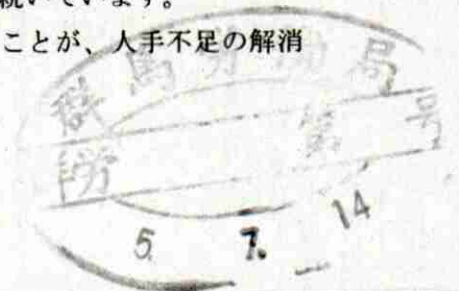
看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとして政策では、給付対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。

自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った看護師に対する政策では、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種ではありません。介護職員に対しては、補助対象は介護施設に勤務する介護職員のみであり、医療機関等で勤務する介護職員は賃上げ対象から外されています。在宅診療に重要なケアマネージャーや訪問看護師など対象外になった職員からは、不満の声が多く、ケア労働者全体の賃上げが強く求められています。

診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

毎年の地域最賃で働かされているケア労働者が多くいます。これでは生活が出来ず、家族を養えず、子育てができないために離職せざるを得ない状況が続いています。

まずは、地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げすることが、人手不足の解消



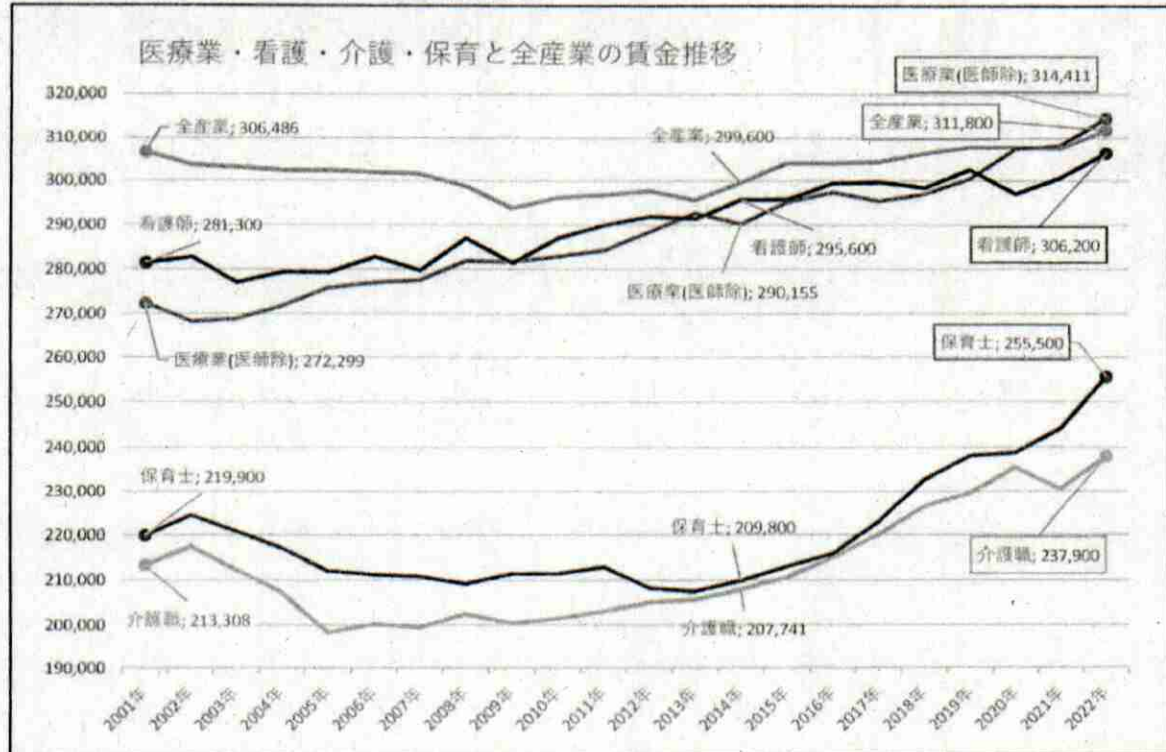
の一步です。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

<参考>

医療業・看護師・介護職・保育士と全産業の賃金推移 (2023年4月)

	全産業		医療業(医師除)		看護師		介護職		保育士	
	所定内額	労働者数	所定内額	全産業差	所定内額	全産業差	所定内額	全産業差	所定内額	全産業差
2001年	306,486	20,332,090	272,299	-34,186	281,300	-25,186	213,308	-93,178	219,900	-86,586
2002年	303,555	19,559,680	268,195	-35,360	282,600	-20,955	217,472	-86,083	224,400	-79,155
2003年	303,031	19,364,820	268,752	-34,279	277,000	-26,031	212,200	-90,831	220,800	-82,231
2004年	302,363	21,097,610	271,715	-30,648	279,200	-23,163	207,088	-95,275	217,100	-85,263
2005年	302,325	20,451,690	275,893	-26,432	279,200	-23,125	198,140	-104,185	212,000	-90,325
2006年	301,982	20,197,400	277,038	-24,944	282,600	-19,382	200,023	-101,959	211,200	-90,782
2007年	301,533	18,910,280	277,584	-23,950	279,600	-21,933	199,275	-102,259	210,800	-90,733
2008年	298,766	19,970,810	281,747	-17,019	286,800	-11,966	202,300	-96,466	209,100	-89,666
2009年	293,819	18,854,360	281,534	-12,285	281,200	-12,619	200,220	-93,599	211,400	-82,419
2010年	296,200	19,718,190	282,845	-13,355	286,900	-9,300	201,305	-94,895	211,400	-84,800
2011年	296,800	19,522,130	284,139	-12,661	289,800	-7,000	202,902	-93,898	212,900	-83,900
2012年	297,700	23,415,210	289,354	-9,346	291,800	-5,900	204,962	-92,738	208,200	-89,500
2013年	295,700	22,432,800	292,611	-3,089	291,300	-4,400	205,521	-90,179	207,400	-88,300
2014年	299,600	22,156,540	290,155	-9,445	295,600	-4,000	207,741	-91,859	209,800	-89,800
2015年	304,000	22,406,500	295,077	-8,923	295,700	-8,300	210,492	-93,508	213,000	-91,000
2016年	304,000	23,069,790	297,316	-6,684	299,300	-4,700	214,980	-89,020	215,800	-88,200
2017年	304,300	22,721,960	295,358	-8,942	299,600	-4,700	219,945	-84,355	222,900	-81,400
2018年	308,200	21,224,500	296,928	-9,272	298,300	-7,900	226,291	-79,909	232,600	-73,600
2019年	307,700	22,181,420	300,322	-7,378	302,400	-5,300	229,476	-78,224	238,000	-69,700
2020年	307,700	27,650,230	307,135	-585	296,900	-10,800	235,335	-72,365	238,700	-69,000
2021年	307,400	28,210,870	308,064	664	300,600	-6,800	230,440	-76,960	244,000	-63,400
2022年	311,800	27,906,740	314,411	2,611	306,200	-5,600	237,900	-73,900	255,500	-56,300

※2020年より「看護職」は職種別3表「職種(小分類)性別別によって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間給与その他特別給付額(産業計)(役職者を除く)」を使用
 ※「介護職」は2019年まで「ホームヘルパー」と「福祉施設介護員」の合計試算/2020年以降「訪問介護従事者」と「介護職員(医療・福祉施設等)」の合計試算
 ※【出典・参考資料】2023年分 厚労省「令和4年賃金構造基本統計調査」



2023年 7月14日

群馬地方最低賃金審議会長
谷口 聡 様

群馬県前橋市本町3-9-10
群馬県自治体一般労働組合
執行委員長 [REDACTED]

最低賃金の改善を求める意見書

労働者の労働条件の向上に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

群馬地方最低賃金の改定にあたり、最低賃金法で「労働者の生計費を考慮して」と定められており、全労連の最低生計費試算の結果から必要な生計費の地域間格差はほぼないことが明らかになっています。地域間格差の解消に向けて、最低賃金の抜本的な引き上げの審議をお願いします。

物価高騰により生活はますます苦しくなっており、今こそ最低賃金を大幅に引き上げて賃金水準の底上げが必要です。円安や物価上昇に対応するため最低賃金の改善による地域間格差の是正と中小企業への大幅な財政支出などによる地域循環型経済の確立が今こそ最重要課題ではないでしょうか。

今年中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告で「ランク区分の見直し」が報告され、A,B,Cの3ランクとなりますが、地域間格差の解消には触れていません。

群馬の最低賃金「895円」に対して東京は177円、埼玉は92円、栃木は18円、茨城は15円の格差が生じており、関東で群馬だけが800円台にとどまり、毎年格差が拡大しています。昨年の地方最賃審議会では格差是正のため目安に上乘せした県が増加しました。今年ランクの見直しがあり、格差是正に向けて大幅な最低賃金引き上げが必要ではないでしょうか。

私たち群馬県自治体一般労働組合は、県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者により組織しております。

自治体非正規職員の賃金は、2022年の県内全自治体の調査によると群馬県最低賃金895円に対して、一番低い時給は最低賃金より低い866円（1自治体）、同額の895円（5自治体）、897円（17自治体）であり、900円台は13自治体でした。これが自治体非正規職員が最低賃金に近い低賃金で働かされている実態です。

公務労働者の賃金は長年にわたり低賃金が続くなか、苦しい生活を抜け出すためには最低賃金の大幅な引上げ以外にありません。

現行の最低賃金では「8時間働けば普通に暮らせる賃金」「ダブルワークせずに暮ら



せる賃金」とはなりません。また、全労連による最低生計費調査結果では全国どこでも大差はなく、25歳男性の1人暮らしでは月額22万円～27万円、月150時間換算で1,441円～1,772円と時給1,500円は必要です。

現行制度では地方間格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金制の確立を早急にお願いします。

地域別最低賃金の大幅な引き上げなくして、県内のワーキング・プア脱却と地域の景気回復はあり得ません。そして、地域経済を支える中小企業や小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行うことが必要です。

私たちは最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正と全国一律最低賃金制度を実現し、ただちに時間額1,000円以上引上げ、生計費原則に基づき1,500円を目指すことを強く求めます。

毎年、審議会の傍聴に参加していますが、今年も実質的な最賃の金額審議する専門部会は非公開となり、意見交換は不明であり確認できません。審議会の透明性を高めるために専門部会の公開を実現して下さい。

下記の事項について早期に実現の向けてのご尽力をお願い致します。

記

- 1 群馬地方最低賃金を生計費原則に基づいて、ただちに時間額1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。
- 2 全国一律最低賃金制度を早期に実現し、地域間格差を是正させること。
- 3 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を行うこと。
- 4 審議会は専門部会を含めて全面的に公開すること。

なお、今年も意見書に基づいて意見陳述を行えるようよろしくお願いします。
以上、意見書を提出します。

群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、
1,500 円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、
実効ある中小企業支援策を求める要請書

2023年7月26日

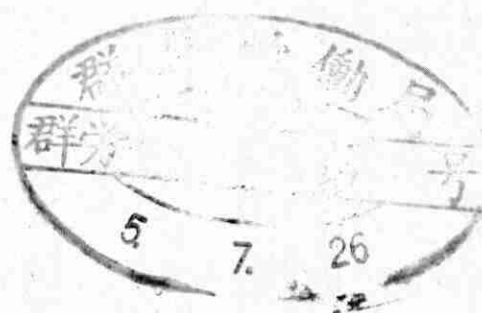
群馬労働局局長 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿

1,633筆



群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町3-9-10

群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、
1,500 円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、
実効ある中小企業支援策を求める要請書

2023年 月 日

群馬労働局長 殿
群馬地方最低賃金審議会 会長 殿
厚生労働大臣 殿
中央最低賃金審議会 会長 殿

【要請趣旨】

非正規雇用の割合が4割となり、全労働者の4人に1人は懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアです。不安定雇用と低賃金のために、青年労働者が自立、結婚、出産・育児ができず、少子高齢化の進行が社会基盤を弱めています。群馬県の最低賃金では、フルタイムで働いても手取り月10万円程度にしかならず、自立して人間らしく生活することはできません。さらに、群馬県の最低賃金は、関東1都6県の中で最も低く、地域間格差は年々広がり、労働者の都市部への流出を促し、地域経済を疲弊させています。最近の物価高がそれに追い打ちをかけています。

「8時間働けば人間らしい生活ができる」最低賃金の水準が何より求められています。最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと、そして、地域間格差をなくすための全国一律最低賃金制度を創設することが必要です。

また、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者に、最低賃金の引き上げを保障するため、社会保険料負担の軽減など特別な財政措置を行うことが必要です。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備することも大切になっています。

つきましては、最低賃金改定にあたり、下記事項の実現を要請します。

【要請事項】

1. 群馬県の最低賃金をただちに時間額1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制度を創設すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、実効ある中小企業支援策を講じること。

氏名	住所

厚生労働省
群馬労働局発表
令和5年8月1日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業安定課
課長 時田 明
地方労働市場情報官 橋爪 紀明

労働市場速報(令和5年6月)

有効求人倍率(季節調整値) 1.39 倍【全国 18位/全国 1.30倍】

※前月 有効求人倍率(季節調整値) 1.43 倍【全国 16位/全国 1.31倍】

正社員求人倍率(原数値) 1.03 倍【全国 26位/全国 0.99倍】前年同月 1.12 倍

新規求人倍率(季節調整値) 2.16 倍 (前月: 2.37 倍)

群馬県の求人・求職の状況(原数値)

	6月	前年同月比	前年同月差	ポイント
有効求人数	35,805 人	▲ 5.9 %	▲ 2,243 人	4か月連続の減少
有効求職者数	27,505 人	▲ 1.1 %	▲ 312 人	9か月連続の減少
新規求人数	11,988 人	▲ 9.3 %	▲ 1,232 人	2か月ぶりの減少
新規求職者数	5,655 人	▲ 5.7 %	▲ 341 人	4か月連続の減少

- ・ 求人数は前年同月比で新規・有効ともに減少
- ・ 求職者数は前年同月比で新規・有効ともに減少
- ・ 有効求人倍率(季節調整値)は2か月ぶりの減少

～～産業別新規求人数～～

	新規求人数	6月	前年同月比	前年同月差	ポイント
	全産業	11,988 人	▲ 9.3 %	▲ 1,232 人	2か月ぶりの減少
主な産業	建設業	1,298 人	▲ 1.2 %	▲ 16 人	6か月連続の減少
	製造業	2,029 人	▲ 7.5 %	▲ 164 人	3か月連続の減少
	情報通信業	113 人	3.7 %	4 人	2か月連続の増加
	運輸業・郵便業	647 人	▲ 32.6 %	▲ 313 人	2か月ぶりの減少
	卸売・小売業	1,722 人	5.8 %	95 人	6か月連続の増加
	宿泊・飲食サービス	754 人	▲ 17.7 %	▲ 162 人	3か月連続の減少
	医療・福祉	2,816 人	▲ 12.4 %	▲ 398 人	4か月連続の減少
	サービス業	1,129 人	▲ 4.9 %	▲ 58 人	2か月ぶりの減少

総括

県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きに足踏みがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に十分注意していく必要がある。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開いた求職者数や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

第1表 一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

項目	年月	令和5年	令和5年	令和4年	対前月増減率 (%)	対前年同月増減 率、差(%、ポイント)	季節調整値対前月 増減率、差(%、ポ イント)
		6月	5月	6月			
全	新規求職者数(人)	5,655	6,267	5,996	▲ 9.8	▲ 5.7	0.2
	新規求人数(人)	11,988	12,805	13,220	▲ 6.4	▲ 9.3	▲ 8.9
	新規求人倍率(倍)	2.16	2.37	2.28	—	▲ 0.12	▲ 0.21
	月間有効求職者数(人)	27,505	28,066	27,817	▲ 2.0	▲ 1.1	0.0
	月間有効求人数(人)	35,805	36,607	38,048	▲ 2.2	▲ 5.9	▲ 2.6
	有効求人倍率(倍)	1.39	1.43	1.46	—	▲ 0.07	▲ 0.04
	数	うち常用(倍)	1.21	1.20	1.31	—	▲ 0.10
うちパート(倍)		1.35	1.38	1.38	—	▲ 0.03	—
就職件数(件)		1,722	1,673	1,890	2.9	▲ 8.9	—
正社員有効求人倍率(倍)		1.03	1.01	1.12	—	▲ 0.09	—

(注) 1. 新規求人倍率及び有効求人倍率(網掛け部分)は季節調整値、他は原数値を掲載している。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第2表 産業別新規求人状況(学卒を除きパートを含む)

項目	業	新規求人数(人)				対前年同月比(%)				前年同月差 (人)	
		全数	パート除く		パート	全数	パート除く		パート		
			うち常用				うち常用				
全	産	11,988	7,164	6,932	4,824	▲ 9.3	▲ 5.2	▲ 4.4	▲ 14.9	▲ 1,232	
産	建	1,298	1,190	1,190	108	▲ 1.2	▲ 1.7	▲ 1.7	3.8	▲ 16	
	製	2,029	1,497	1,452	532	▲ 7.5	▲ 0.7	0.6	▲ 22.3	▲ 164	
	主	食	320	145	137	175	▲ 21.6	▲ 41.8	▲ 31.5	10.1	▲ 88
		プ	176	130	120	46	▲ 23.8	▲ 7.8	▲ 13.0	▲ 48.9	▲ 55
		金	230	186	180	44	▲ 13.5	▲ 13.9	▲ 15.9	▲ 12.0	▲ 36
		は	169	141	141	28	17.4	34.3	35.6	▲ 28.2	25
		生	107	86	85	21	▲ 16.4	▲ 22.5	▲ 23.4	23.5	▲ 21
		業	39	29	29	10	▲ 30.4	▲ 38.3	▲ 38.3	11.1	▲ 17
		電	173	130	120	43	▲ 8.0	20.4	20.0	▲ 46.3	▲ 15
	業	輸	295	259	249	36	8.9	31.5	26.4	▲ 51.4	24
		情	113	102	102	11	3.7	17.2	18.6	▲ 50.0	4
	別	運	647	494	469	153	▲ 32.6	▲ 23.3	▲ 24.1	▲ 51.6	▲ 313
		卸	1,722	883	880	839	5.8	9.8	10.4	1.9	95
宿		754	206	194	548	▲ 17.7	▲ 8.4	1.6	▲ 20.7	▲ 162	
医		2,816	1,334	1,307	1,482	▲ 12.4	▲ 19.7	▲ 20.6	▲ 4.5	▲ 398	
サ		1,129	675	608	454	▲ 4.9	8.9	15.8	▲ 19.9	▲ 58	

(注)新産業分類(平成25年10月改定:26年4月1日施行「日本標準産業分類」)に基づく区分により掲載している。

第3表 時系列でみた一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

年月	新規求職者数		新規求人数		新規求人 倍率 (季節調 整値)	有効求職者数		有効求人数		有効求人 倍率 (季節調 整値)	就職件数	
		対前年 増減率		対前年 増減率			対前年 増減率		対前年 増減率			うち受給者
平成30年度	5,912	▲ 3.5	14,027	1.3	2.37	23,091	▲ 4.3	40,067	2.2	1.74	2,155	454
令和元年度	6,019	1.8	13,526	▲ 3.6	2.25	23,788	3.0	39,020	▲ 2.6	1.64	1,988	454
令和2年度	6,117	1.6	10,905	▲ 19.4	1.78	26,448	11.2	31,223	▲ 20.0	1.18	1,648	407
令和3年度	5,982	▲ 2.2	12,294	12.7	2.06	26,422	▲ 0.1	34,859	11.6	1.32	1,720	414
令和4年度	5,916	▲ 1.1	13,369	8.7	2.26	26,079	▲ 1.3	38,660	10.9	1.48	1,657	398
4年 6月	5,996	▲ 1.4	13,220	12.0	r 2.28	27,817	1.6	38,048	19.6	r 1.46	1,890	466
7月	5,333	▲ 1.3	13,248	12.2	r 2.33	26,438	1.7	37,746	16.4	r 1.48	1,638	391
8月	5,796	8.1	13,996	28.6	r 2.43	25,997	1.8	39,135	20.2	r 1.53	1,456	391
9月	5,845	▲ 0.9	13,735	9.7	r 2.26	26,065	1.9	39,594	16.9	r 1.53	1,718	427
10月	5,554	▲ 7.1	13,873	2.1	r 2.33	25,859	▲ 1.3	40,323	13.0	r 1.54	1,601	388
11月	5,044	▲ 6.7	13,080	11.2	r 2.37	24,878	▲ 5.4	39,402	8.2	r 1.55	1,529	437
12月	4,346	▲ 7.9	12,883	4.0	r 2.45	23,240	▲ 6.8	38,535	7.2	r 1.56	1,327	348
5年 1月	6,258	▲ 2.6	13,791	▲ 9.0	2.23	23,943	▲ 5.5	38,607	1.3	1.47	1,286	319
2月	6,152	4.0	13,435	7.3	2.04	25,171	▲ 2.3	39,067	0.8	1.45	1,696	393
3月	6,701	▲ 1.8	12,877	▲ 3.2	2.15	26,769	▲ 1.9	38,515	▲ 0.6	1.40	2,210	450
4月	7,509	▲ 0.8	12,505	▲ 7.6	2.08	27,814	▲ 1.8	36,392	▲ 2.3	1.40	1,717	348
5月	6,267	▲ 2.1	12,805	0.4	2.37	28,066	▲ 1.4	36,607	▲ 2.9	1.43	1,673	430
6月	5,655	▲ 5.7	11,988	▲ 9.3	2.16	27,505	▲ 1.1	35,805	▲ 5.9	1.39	1,722	426

(注)1. 年度は月平均(求人倍率は原数値)。

2. r は令和5年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。

3. 受給者は雇用保険受給者を表す。

4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第4表 群馬県の雇用保険の状況

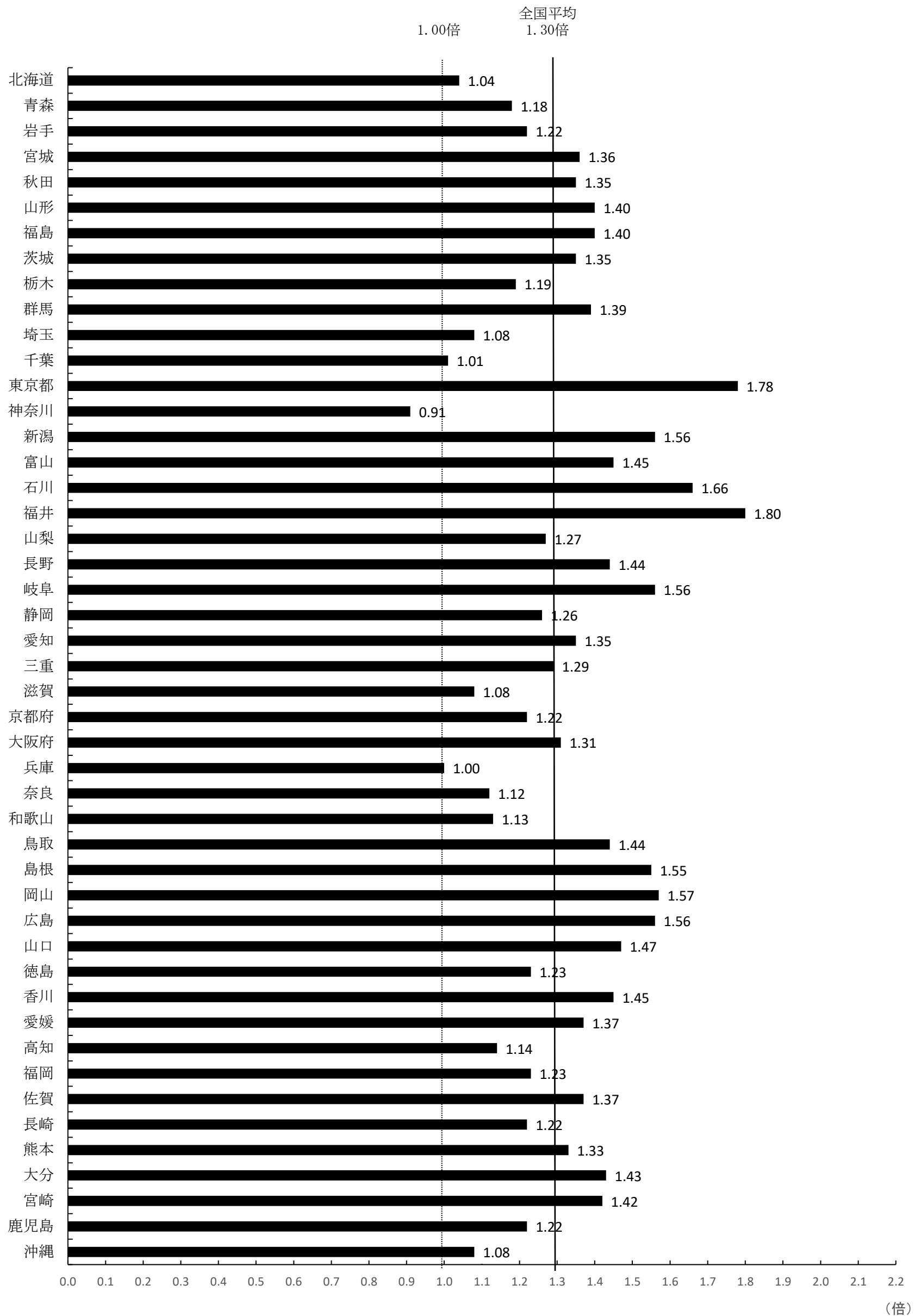
年月	受給資格決定件数		受給者実人員	
		対前年増減率		対前年増減率
平成30年度	1,392	▲ 4.6	4,639	▲ 4.6
令和元年度	1,504	8.0	5,353	15.4
令和2年度	1,867	24.1	7,350	37.3
令和3年度	1,502	▲ 19.5	5,876	▲ 20.1
令和4年度	1,545	2.8	5,561	▲ 5.4
4年 6月	1,618	3.8	5,752	▲ 11.2
7月	1,404	2.6	5,916	▲ 10.0
8月	1,471	9.7	6,413	▲ 3.3
9月	1,500	3.4	6,013	▲ 5.6
10月	1,513	3.0	5,782	▲ 2.1
11月	1,336	▲ 5.0	5,583	▲ 4.4
12月	1,103	▲ 2.7	5,305	▲ 4.5
5年 1月	1,502	1.1	5,432	1.1
2月	1,442	18.9	5,236	2.9
3月	1,625	10.6	5,142	0.3
4月	2,116	1.6	5,064	3.1
5月	2,195	13.0	5,850	11.5
6月	1,626	0.5	6,066	5.5

第5表 全国の主要指標

年月	項目	全国有効求人倍率 (季節調整値)	完全失業者数 (全国・原数値)	
			(万人)	完全失業率 (季節調整値)
平成30年度		1.62	166	2.4
令和元年度		1.55	162	2.3
令和2年度		1.10	198	2.9
令和3年度		1.16	191	2.8
令和4年度		1.31	178	2.6
4年 6月		1.27	186	2.6
7月	r	1.28	176	2.6
8月	r	1.31	177	2.5
9月	r	1.32	187	2.6
10月	r	1.34	187	2.6
11月		1.35	165	2.5
12月	r	1.36	158	2.5
5年 1月		1.35	164	2.4
2月		1.34	174	2.6
3月		1.32	193	2.8
4月		1.32	190	2.6
5月		1.31	188	2.6
6月		1.30	179	2.5

(注) 1. 年度は月平均。 2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。 3. 失業者数及び失業率は総務省労働力調査による。
 4. r は令和5年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。 5. 受給資格決定件数は速報値のため修正があり得る。
 6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値
 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)
 令和5年6月 全国平均1.30 [原数値1.23倍]



(注)1 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定される。
 (注)2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

前月との比較(令和5年6月)

有効(求人・求職・求人倍率)

	6月	前月比(%、ポイント)
有効求人	36,761 人	▲ 2.6 %
有効求職	26,371 人	0.0 %
有効求人倍率	1.39	▲ 0.04 P

数値はすべて季節調整値

新規(求人・求職・求人倍率)

	6月	前月比(%、ポイント)
新規求人	12,148 人	▲ 8.9 %
新規求職	5,636 人	0.2 %
新規求人倍率	2.16	▲ 0.21 P

数値はすべて季節調整値

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

※「製造業」のうち、主な業種別（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

群馬労働局職業安定部職業安定課

	全産業 (%)	建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業、 郵便業 (%)	卸売・小売業 (%)	宿泊業、飲食 サービス業 (%)	医療・福祉 (%)	サービス業 (%)
5年6月	▲ 9.3	▲ 1.2	▲ 7.5	3.7	▲ 32.6	5.8	▲ 17.7	▲ 12.4	▲ 4.9
5年5月	0.4	▲ 7.0	▲ 19.5	5.7	13.3	27.3	▲ 23.2	▲ 0.2	28.4
5年4月	▲ 7.6	▲ 17.6	▲ 21.2	▲ 3.5	▲ 19.1	12.9	▲ 14.6	▲ 4.3	▲ 0.4
5年3月	▲ 3.2	▲ 3.7	3.4	▲ 1.0	▲ 8.8	0.4	6.8	▲ 11.5	▲ 1.8
5年2月	7.3	▲ 5.9	▲ 6.5	46.9	17.6	17.4	53.1	11.2	1.7
5年1月	▲ 9.0	▲ 9.0	▲ 8.2	▲ 10.6	▲ 16.5	5.8	▲ 15.7	▲ 9.7	▲ 16.5
4年12月	4.0	2.5	13.4	▲ 3.6	3.8	▲ 12.3	3.1	▲ 7.1	12.0
4年11月	11.2	6.1	1.2	36.8	33.3	51.8	23.1	7.4	1.8
4年10月	2.1	▲ 3.0	3.6	27.8	▲ 11.8	10.1	▲ 12.6	3.6	▲ 3.1
4年9月	9.7	▲ 10.9	22.5	32.9	31.0	▲ 8.4	57.1	▲ 0.5	29.3
4年8月	28.6	16.2	30.2	83.8	27.6	134.5	83.0	2.0	17.0
4年7月	12.2	5.9	21.6	42.1	28.5	12.1	38.9	2.8	11.9
4年6月	12.0	0.6	13.2	26.7	53.4	▲ 10.3	63.0	5.8	10.5
4年5月	22.9	10.3	29.3	14.0	25.0	29.6	64.5	20.6	15.4
4年4月	18.4	12.0	39.5	12.9	15.7	25.8	24.0	6.7	33.3
4年3月	9.7	▲ 7.9	24.6	41.4	24.4	5.0	10.4	10.3	10.2
4年2月	8.2	3.1	35.4	▲ 4.7	19.4	▲ 3.6	25.9	▲ 0.5	9.2
4年1月	23.7	12.8	33.7	63.0	34.3	59.7	45.2	7.1	33.9
3年12月	18.5	14.1	48.3	4.7	31.2	18.7	7.0	13.3	21.8
3年11月	7.3	▲ 13.4	39.1	▲ 13.6	29.3	▲ 9.2	35.6	▲ 1.6	16.3
3年10月	14.6	7.0	24.7	▲ 4.0	27.2	47.8	37.6	3.4	14.1
3年9月	11.2	14.6	48.2	▲ 10.6	▲ 6.6	7.8	28.0	3.7	13.2
3年8月	13.4	▲ 15.2	51.8	3.0	42.5	10.5	2.3	3.3	32.7
3年7月	10.4	8.6	40.6	15.9	25.1	10.6	▲ 23.5	8.6	8.2

	【製造業全体】 (%)	食料品 (%)	プラスチック製 品 (%)	金属製品 (%)	はん用機械器 具製造業 (%)	生産用機械器 具製造業 (%)	業務用機械器 具製造業 (%)	電気機械 器具 (%)	輸送用機械器 具 (%)
5年6月	▲ 7.5	▲ 21.6	▲ 23.8	▲ 13.5	17.4	▲ 16.4	▲ 30.4	▲ 8.0	8.9
5年5月	▲ 19.5	7.5	▲ 28.5	▲ 44.3	▲ 5.5	▲ 73.5	40.5	▲ 40.1	▲ 4.7
5年4月	▲ 21.2	▲ 21.6	▲ 11.5	▲ 25.8	▲ 32.6	▲ 11.9	▲ 52.6	▲ 18.8	▲ 0.6
5年3月	3.4	▲ 0.7	▲ 28.5	▲ 1.2	24.0	91.3	▲ 28.6	13.4	7.1
5年2月	▲ 6.5	22.6	▲ 19.1	▲ 35.5	28.8	▲ 45.8	▲ 3.8	▲ 15.3	▲ 12.2
5年1月	▲ 8.2	21.6	▲ 14.9	▲ 7.7	▲ 31.7	▲ 22.2	▲ 49.3	4.0	▲ 11.6
4年12月	13.4	8.0	▲ 20.6	41.9	▲ 2.5	175.4	▲ 29.6	▲ 1.6	10.5
4年11月	1.2	26.4	35.7	▲ 28.2	13.1	▲ 15.2	0.0	▲ 13.3	▲ 16.8
4年10月	3.6	8.9	▲ 4.1	34.5	14.9	▲ 29.5	▲ 4.2	▲ 20.6	39.1
4年9月	22.5	9.5	▲ 19.7	37.8	19.1	50.5	20.4	29.3	44.0
4年8月	30.2	53.4	59.8	▲ 13.6	▲ 5.1	295.9	▲ 2.2	▲ 12.0	4.6
4年7月	21.6	26.2	11.7	33.1	36.7	15.3	78.3	51.1	32.9
4年6月	13.2	27.1	16.1	26.7	▲ 11.7	28.0	33.3	23.7	▲ 3.9
4年5月	29.3	26.1	13.5	10.0	33.0	411.3	▲ 22.2	41.4	▲ 3.4
4年4月	39.5	46.1	19.6	45.9	50.9	20.0	▲ 11.6	17.0	87.6
4年3月	24.6	41.8	54.2	15.5	▲ 16.0	36.8	2.1	53.0	0.7
4年2月	35.4	26.2	47.4	22.5	▲ 5.1	110.5	23.8	14.9	14.2
4年1月	33.7	26.1	34.5	47.8	22.8	13.5	67.5	19.0	89.7
3年12月	48.3	41.2	39.9	26.2	55.2	114.5	35.0	56.2	24.6
3年11月	39.1	34.0	14.1	52.3	136.4	98.0	51.9	43.5	19.2
3年10月	24.7	31.4	17.1	20.8	116.9	38.3	33.3	68.9	9.5
3年9月	48.2	53.7	88.3	26.4	98.7	32.0	75.0	54.0	9.4
3年8月	51.8	1.1	41.1	47.8	160.4	60.9	76.9	137.7	28.0
3年7月	40.6	81.1	27.3	9.8	64.1	105.6	▲ 34.3	▲ 13.8	67.8

令和5年度 新規求職者(常用)の態様別内訳(パートを除く)

	4年6月		4年7月		4年8月		4年9月		4年10月		4年11月		4年12月		5年1月		5年2月		5年3月		5年4月		5年5月		5年6月	
	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比
新規求職者数	3,749	▲ 3.5	3,421	▲ 3.2	3,708	5.8	3,666	▲ 2.9	3,441	▲ 8.8	3,117	▲ 8.3	2,724	▲ 9.7	3,921	▲ 2.2	3,793	0.7	4,203	▲ 0.6	4,342	1.9	3,701	▲ 0.9	3,524	▲ 6.0
うち在職者	1,420	▲ 2.1	1,288	▲ 0.4	1,407	5.4	1,338	▲ 5.2	1,231	▲ 9.9	1,243	▲ 6.6	1,041	▲ 9.3	1,570	3.2	1,567	▲ 7.4	1,656	▲ 2.9	1,233	▲ 4.9	1,288	▲ 2.6	1,285	▲ 9.5
うち離職者	2,080	▲ 5.8	1,936	▲ 3.8	2,104	7.3	2,106	▲ 1.3	2,019	▲ 7.2	1,706	▲ 8.9	1,549	▲ 8.5	2,151	▲ 6.6	2,032	8.4	2,270	3.2	2,857	7.4	2,231	2.3	2,048	▲ 1.5
うち事業主都合	500	▲ 19.1	477	▲ 12.6	465	▲ 1.3	474	▲ 4.0	454	▲ 25.2	385	▲ 21.7	397	▲ 12.9	562	▲ 18.9	457	8.3	551	0.7	842	14.7	553	13.1	514	2.8
うち自己都合	1,483	0.7	1,361	1.4	1,542	11.1	1,545	0.2	1,452	▲ 1.0	1,241	▲ 2.9	1,065	▲ 7.2	1,474	▲ 0.9	1,474	9.9	1,603	4.5	1,855	5.4	1,546	▲ 3.0	1,440	▲ 2.9

○ 参 考

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比
新規求職者	83,535	7.6	77,001	▲ 7.8	72,924	▲ 5.3	68,236	▲ 6.4	61,822	▲ 9.4	56,883	▲ 8.0	53,479	▲ 6.0	50,153	▲ 6.2	47,310	▲ 5.7	44,798	▲ 5.3	45,845	2.3	47,432	3.5	44,845	▲ 5.5	43,738	▲ 2.5
うち在職者	17,133	▲ 9.0	20,030	16.9	18,604	▲ 7.1	20,178	8.5	20,586	2.0	20,625	0.2	19,927	▲ 3.4	19,482	▲ 2.2	18,862	▲ 3.2	18,024	▲ 4.4	17,531	▲ 2.7	15,412	▲ 12.1	16,745	8.6	16,381	▲ 2.2
うち離職者	60,589	12.4	49,625	▲ 18.1	45,199	▲ 8.9	41,948	▲ 7.2	36,007	▲ 14.2	31,608	▲ 12.2	29,481	▲ 6.7	27,123	▲ 8.0	25,266	▲ 6.8	23,958	▲ 5.2	25,686	7.2	29,463	14.7	25,432	▲ 13.7	24,795	▲ 2.5
うち事業主都合	29,246	33.2	18,625	▲ 36.3	17,412	▲ 6.5	15,734	▲ 9.6	11,742	▲ 25.4	9,230	▲ 21.4	8,293	▲ 10.2	7,310	▲ 11.9	6,342	▲ 13.2	5,845	▲ 7.8	6,700	14.6	10,417	55.5	6,925	▲ 33.5	5,945	▲ 14.2
うち自己都合	27,478	▲ 4.9	27,397	▲ 0.3	24,860	▲ 9.3	23,849	▲ 4.1	22,391	▲ 6.1	20,784	▲ 7.2	19,682	▲ 5.3	18,462	▲ 6.2	17,630	▲ 4.5	16,864	▲ 4.3	17,724	5.1	17,806	0.5	17,136	▲ 3.8	17,593	2.7

正社員の有効求人倍率

項目 年月	正社員の有効求 人数(A)	常用有効求職者 数(パートを除く) (B)	正社員の有効求 人倍率(原数値) (A/B)	前年同月差 (ポイント)	全国:正社員	全国:正社員
					有効求人倍率 (原数値)	有効求人倍率 (季節調整値)
3年5月	15,575	17,234	0.90	▲ 0.02	0.82	0.87
3年6月	15,782	16,768	0.94	0.09	0.85	0.90
3年7月	16,004	16,367	0.98	0.16	0.88	0.90
3年8月	16,093	16,261	0.99	0.19	0.88	0.90
3年9月	16,518	16,233	1.02	0.21	0.89	0.90
3年10月	17,254	16,526	1.04	0.19	0.91	0.90
3年11月	17,403	16,431	1.06	0.16	0.93	0.90
3年12月	17,296	15,520	1.11	0.17	0.97	0.91
4年1月	18,052	15,835	1.14	0.20	0.97	0.91
4年2月	18,436	16,116	1.14	0.20	0.97	0.93
4年3月	18,581	16,996	1.09	0.16	0.95	0.95
4年4月	18,177	17,229	1.06	0.16	0.92	0.97
4年6月	18,585	16,563	1.12	0.18	0.95	0.99
4年7月	18,374	16,203	1.13	0.15	0.98	1.00
4年8月	18,521	16,208	1.14	0.15	1.00	1.01
4年9月	18,904	16,255	1.16	0.14	1.02	1.02
4年10月	18,827	16,016	1.18	0.14	1.04	1.03
4年11月	18,565	15,362	1.21	0.15	1.07	1.04
4年12月	18,322	14,366	1.28	0.17	1.11	1.04
5年1月	18,059	14,941	1.21	0.07	1.09	1.03
5年2月	18,305	15,581	1.17	0.03	1.06	1.02
5年3月	18,083	16,578	1.09	0.00	1.02	1.02
5年4月	17,252	16,892	1.02	▲ 0.04	0.98	1.03
5年5月	17,010	16,835	1.01	▲ 0.08	0.96	1.03
5年6月	16,890	16,445	1.03	▲ 0.09	0.99	1.03

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

◎正社員有効求人倍率の説明

1. 算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人数 (A)}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数 (B)}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

(注) 分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

2. 正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。

有効求人倍率（原数値）

	4年6月	4年7月	4年8月	4年9月	4年10月	4年11月	4年12月	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月	5年6月
群馬県	1.37	1.43	1.51	1.52	1.56	1.58	1.66	1.61	1.55	1.44	1.31	1.30	1.30
前橋	1.19	1.26	1.32	1.30	1.34	1.44	1.52	1.50	1.45	1.36	1.24	1.23	1.24
高崎	1.56	1.62	1.82	1.89	1.97	1.89	1.93	1.97	1.93	1.85	1.63	1.69	1.71
安中	1.45	1.56	1.54	1.48	1.53	1.60	1.66	1.55	1.38	1.47	1.35	1.37	1.30
桐生	1.51	1.60	1.68	1.77	1.79	1.80	1.93	1.57	1.37	1.04	0.92	0.86	0.87
伊勢崎	1.20	1.31	1.34	1.41	1.45	1.52	1.62	1.60	1.63	1.49	1.44	1.35	1.31
太田	1.17	1.19	1.27	1.27	1.25	1.33	1.33	1.37	1.40	1.28	1.09	1.13	1.12
館林	1.50	1.48	1.47	1.51	1.60	1.72	1.78	1.68	1.56	1.44	1.28	1.28	1.29
沼田	1.79	1.79	1.67	1.58	1.70	1.75	1.85	1.81	1.53	1.49	1.35	1.40	1.37
富岡	1.63	1.67	1.77	1.71	1.84	1.90	2.06	1.90	1.91	1.84	1.81	1.74	1.68
藤岡	1.74	1.79	2.08	1.97	1.83	1.43	1.80	1.74	1.57	1.40	1.41	1.41	1.40
渋川	0.92	1.02	1.03	1.03	1.09	1.13	1.15	1.13	1.05	0.99	0.99	0.91	0.91
中之条	1.78	1.93	2.00	1.90	1.92	1.84	1.69	1.58	1.57	1.49	1.33	1.35	1.41

(一般＋パート)

新規求人倍率（原数値）

	4年6月	4年7月	4年8月	4年9月	4年10月	4年11月	4年12月	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月	5年6月
群馬県	2.20	2.48	2.41	2.35	2.50	2.59	2.96	2.20	2.18	1.92	1.67	2.04	2.12
前橋	2.04	2.23	1.97	2.02	2.16	2.60	2.60	2.05	1.97	1.79	1.57	1.91	2.05
高崎	2.33	3.09	3.40	2.71	3.22	3.15	3.28	3.04	2.85	2.39	2.29	2.99	2.65
安中	2.27	2.63	2.74	2.53	2.77	3.09	3.07	1.73	2.66	1.93	1.42	2.05	2.28
桐生	2.44	2.77	2.25	2.58	2.88	2.50	3.43	1.43	1.80	1.31	1.02	1.34	1.41
伊勢崎	1.89	2.48	2.03	2.27	2.58	2.36	3.03	2.34	2.30	1.84	2.11	1.82	1.96
太田	2.14	1.75	1.90	2.14	1.74	2.06	2.85	1.97	1.84	1.77	1.12	1.80	2.04
館林	3.03	2.48	2.34	3.09	2.75	3.25	3.75	2.59	2.20	2.25	1.68	2.11	2.50
沼田	2.54	2.94	1.91	2.40	3.02	1.91	2.57	1.98	1.89	1.92	1.63	2.08	1.97
富岡	1.86	2.20	4.24	2.03	2.87	4.73	2.76	2.10	4.02	2.07	1.92	3.51	1.88
藤岡	2.60	3.05	3.69	2.35	2.00	2.06	4.48	1.93	1.35	2.46	1.84	1.61	2.68
渋川	1.37	1.99	1.35	1.62	1.92	1.70	2.05	1.63	1.44	1.56	1.41	1.03	1.50
中之条	2.78	3.81	3.90	3.08	3.39	2.71	1.62	2.15	2.87	1.46	1.62	2.60	1.90

(一般＋パート)

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

就業地別求人倍率・求人数

群馬労働局職業安定部職業安定課

就業地別有効求人倍率（季節調整値）

1. 52倍

就業地別新規求人倍率（季節調整値）

2. 36倍

求人数の推移（原数値）

	新規求人数	前年同月比	有効求人数	前年同月比	新規求人倍率 (季節調整値)	有効求人倍率 (季節調整値)
令和4年6月	14,266	12.7	40,139	17.2	2.43	1.55
令和4年7月	14,278	19.8	40,264	17.2	2.62	1.58
令和4年8月	14,052	15.8	41,254	18.8	2.46	1.61
令和4年9月	14,745	10.0	41,713	15.5	2.43	1.62
令和4年10月	15,099	9.9	42,511	12.9	2.61	1.64
令和4年11月	14,647	7.5	42,925	9.8	2.62	1.66
令和4年12月	13,800	5.5	41,807	8.4	2.63	1.67
令和5年1月	14,460	▲ 5.1	41,346	1.8	2.27	1.58
令和5年2月	14,564	5.4	41,869	2.7	2.25	1.56
令和5年3月	13,742	▲ 3.2	41,101	▲ 0.6	2.22	1.50
令和5年4月	13,434	▲ 5.2	39,449	▲ 1.5	2.28	1.51
令和5年5月	13,650	2.7	39,055	▲ 1.7	2.55	1.52
令和5年6月	13,277	▲ 6.9	38,835	▲ 3.2	2.36	1.52

新規求人数（原数値）は2ヶ月ぶりの減少（前年同月比）

有効求人数（原数値）は4か月連続の減少（前年同月比）

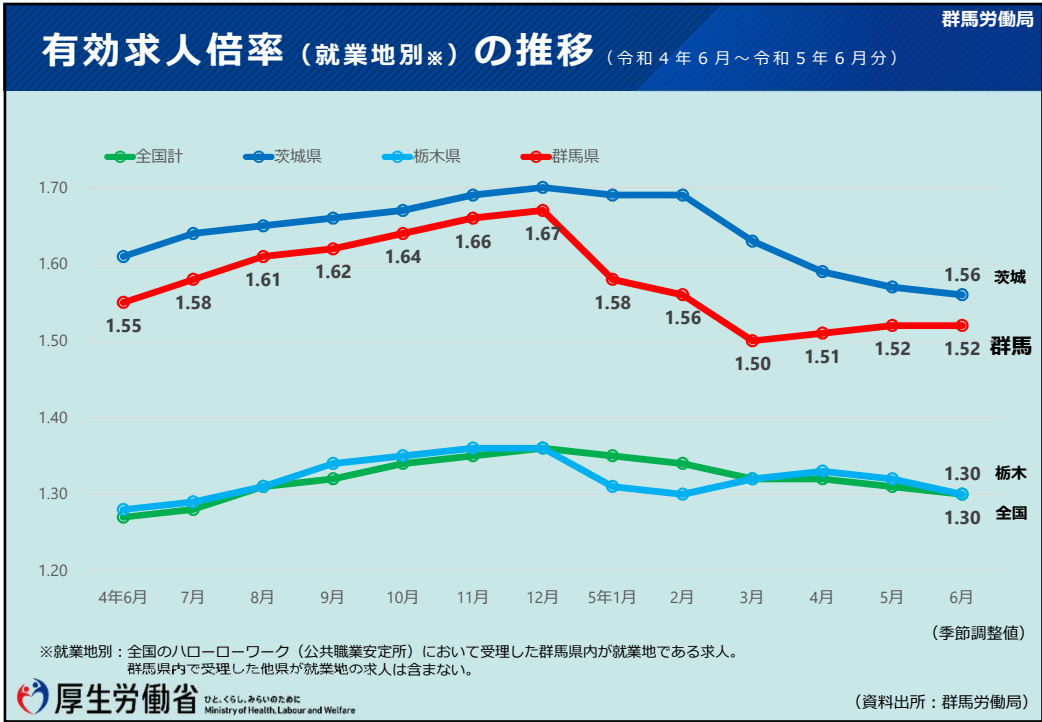
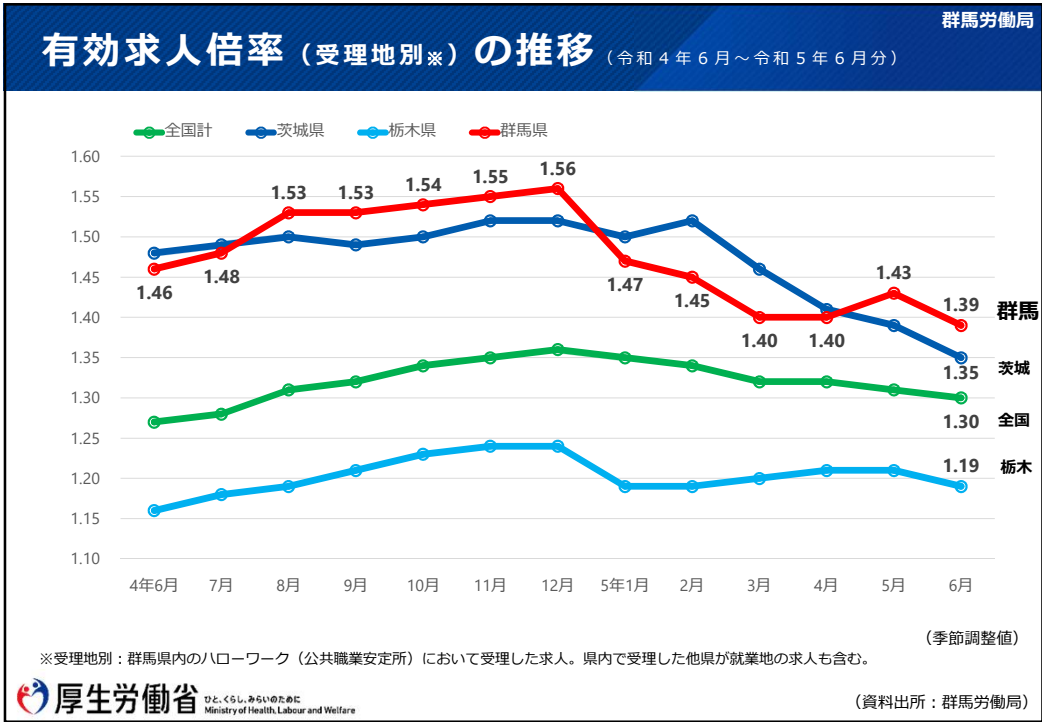
有効求人倍率（季節調整値）は前月と同数(前月比)

産業別新規求人数

新規求人数	6月	前年同月比	前年同月差	備考	
産業計	13,277	▲ 6.9	▲ 989	2か月ぶりの減少	
主な産業	建設業	1,228	▲ 3.9	▲ 50	6ヶ月連続の減少
	製造業	2,064	▲ 9.4	▲ 214	6ヶ月連続の減少
	情報通信業	141	▲ 3.4	▲ 5	7か月ぶりの減少
	運輸業・郵便業	704	▲ 28.0	▲ 274	2か月ぶりの減少
	卸売・小売業	1,738	▲ 1.7	▲ 30	3か月ぶりの減少
	宿泊・飲食サービス	1,492	3.9	56	2か月ぶりの増加
	医療・福祉	3,017	▲ 10.6	▲ 359	4か月連続の減少
	サービス業	1,285	3.8	47	3か月連続の増加
製造業内訳	6月	前年同月比	前年同月差	備考	
主な内訳	食料品	311	▲ 22.6	▲ 91	2か月ぶりの減少
	プラスチック製品	174	▲ 28.7	▲ 70	7か月連続の減少
	金属製品	243	▲ 12.3	▲ 34	6か月連続の減少
	はん用機械器具	174	12.3	19	2か月連続の増加
	生産用機械器具	114	▲ 10.2	▲ 13	2か月連続の減少
	業務用機械器具	37	▲ 32.7	▲ 18	2か月ぶりの減少
	電気機械器具	178	▲ 7.8	▲ 15	3か月連続の減少
	輸送用機械器具	293	3.9	11	2か月連続の増加

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、

1頁の※を参照してください。





最近の県内経済情勢


令和5年7月26日

財務省関東財務局
前橋財務事務所

問い合わせ先
前橋財務事務所 財務課
電話 027-896-2908(直通)

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、緩やかに持ち直しつつある」









項目	前回（5年4月判断）	今回（5年7月判断）	前回比較
総括判断	供給面での制約の影響がみられ、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	緩やかに持ち直しつつある	

（注）5年7月判断は、前回4月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、持ち直している。生産活動は、持ち直している。雇用情勢は、足踏みの状況にある。

【各項目の判断】

項目	前回（5年4月判断）	今回（5年7月判断）	前回比較
個人消費	持ち直している	持ち直している	
生産活動	供給面での制約の影響がみられ、弱含んでいる	持ち直している	
雇用情勢	足踏みの状況にある	足踏みの状況にある	
設備投資	4年度は増加見込みとなっている	5年度は増加見込みとなっている	
企業収益	4年度は減益見込みとなっている	5年度は減益見込みとなっている	
企業の景況感	「下降」超幅が拡大している	「下降」超幅が縮小している	
住宅建設	前年を上回っている	前年を下回っている	
公共事業	前年を上回っている	前年を上回っている	

【先行き】

先行きについては、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「持ち直している」

家電大型専門店販売額は前年を下回っているものの、百貨店・スーパー販売額、コンビニエンスストア販売額、ドラッグストア販売額、ホームセンター販売額、乗用車販売は前年を上回っている。また、宿泊・観光は持ち直している。全体としては、持ち直している。

(主なヒアリング結果)

- 売上は前年より良い。前年は新型コロナウイルス感染症の影響で入店客数が減少しており、年配お客様の警戒感も強かったが、それがなくなってきている。売上はコロナ前の水準に戻っている。(百貨店)
- 客数の増加や客単価の上昇により売上は前年を上回っており、ゴールデンウィークの販売実績も前年を超えている。一方で、ポイント施策や、商品券の割引販売等に対するお客様の反応が大きくなっており、節約志向はより強まっていると見料。(スーパー)
- 前年より売上は増加しており、特に清涼飲料水は前年比で約10%程度増加している。観光地に人が増えたことで、付近の店舗で清涼飲料水を購入される方が増えたものと思料。また、前年と比べ全体的に行楽シーズンでのお客様の伸びが大きい特徴があった。(コンビニエンスストア)
- 入込客数は前年比で上回っており、好調を維持。宿泊先については、高級旅館から素泊まりの宿まで、幅広くお客様にご利用頂いている。入込客数はほぼコロナ流行前の水準に戻ってきている。(業界団体)
- 売上は前年比で約5%減少。お客様の消費行動が耐久消費財である家電から旅行・レジャー等にシフトしている。また、人流が都市部に戻ってきていることから、郊外型店舗は苦戦している。(家電量販店)

■ 生産活動 「持ち直している」

生産活動は、食料品、汎用機械・生産用機械・業務用機械は減少しているものの、輸送機械、化学は増加しており、全体としては、持ち直している。

- 1~3 月期は半導体不足が顕著であったが、4~6 月期には改善しており、生産数量も増加している。前年比で見ても生産数量は約3割増となっており、コロナ前の2019年と比較してもほぼ同水準の生産量となっている。(輸送機械)
- 事業を展開している中国において、ゼロコロナ政策の影響が今年の3月まで生じていたが、4~6 月期にはその影響が緩和されたこともあり、当社の生産数量は1~3 月期と比較して好調。(輸送機械)
- 自動車向け製品について、今期は半導体の供給が回復しつつあり戻り調子のため、生産数量は1~3 月期と比較して増加している。今後、自動車向け製品はEV化に伴い生産数量の増加が見込まれる。(化学)

■ 雇用情勢 「足踏みの状況にある」

新規求人数は増加しているものの、有効求人倍率は低下している。雇用情勢は足踏みの状況にある。

- 従業員数は適正。半年ほど前は不足していたが、正社員の中途採用を行ったことにより、現在は適正な状況となった。採用自体はできたものの、非常に人が集まりにくかった。(製造業)
- 従業員は不足している。生産が回復してきている中で、従業員は転職等により減少しているため。(製造業)
- 従業員不足の状況がずっと続いている。今は売り手市場のため、賃金条件を上昇させているが、それでもより条件の良いところに人が流れてしまう。(小売業)
- 非正規社員が不足しており、募集しても集まらない。コロナ禍で減らした従業員を今から確保しようとしてもなかなか集まらない状況である。(小売業)
- 前年と比較すると旅館への来客者数の増加により人手不足の状況である。対応策として、外国人を採用する旅館が増えていると思料。(業界団体)

■ 設備投資 「5年度は増加見込みとなっている」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」5年4-6月期

- 製造業では前年比116.2%の増加見込み、非製造業では同31.1%の増加見込みとなっており、全規模・全産業では同53.2%の増加見込みとなっている。

■ 企業収益 「5年度は減益見込みとなっている」 (全規模) 「法人企業景気予測調査」5年4-6月期

- 製造業では前年比▲61.7%の減益見込み、非製造業では同0.3%の増益見込みとなっており、全規模では同▲7.9%の減益見込みとなっている。

■ 企業の景況感 「『下降』超幅が縮小している」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」5年4-6月期

- 先行きについては、5年7~9月期に「下降」超幅が縮小となり、同10~12月期に「上昇」超に転じる見通しとなっている。

■ 住宅建設 「前年を下回っている」

- 新設住宅着工戸数で見ると、持家、分譲、貸家のいずれも前年を下回っており、全体でも前年を下回っている。

- 住宅着工戸数は、前年と比べ概ね20%程度減少している。資材価格の高騰により住宅の売値が上昇しているため、住宅需要が減少し、着工戸数にも影響を及ぼしている。(住宅建設)

■ 公共事業 「前年を上回っている」

- 前払金保証請負金額で見ると、県は前年を下回っているものの、国、市町村は前年を上回っており、全体では前年を上回っている。



最近の県内経済情勢 (資料編)

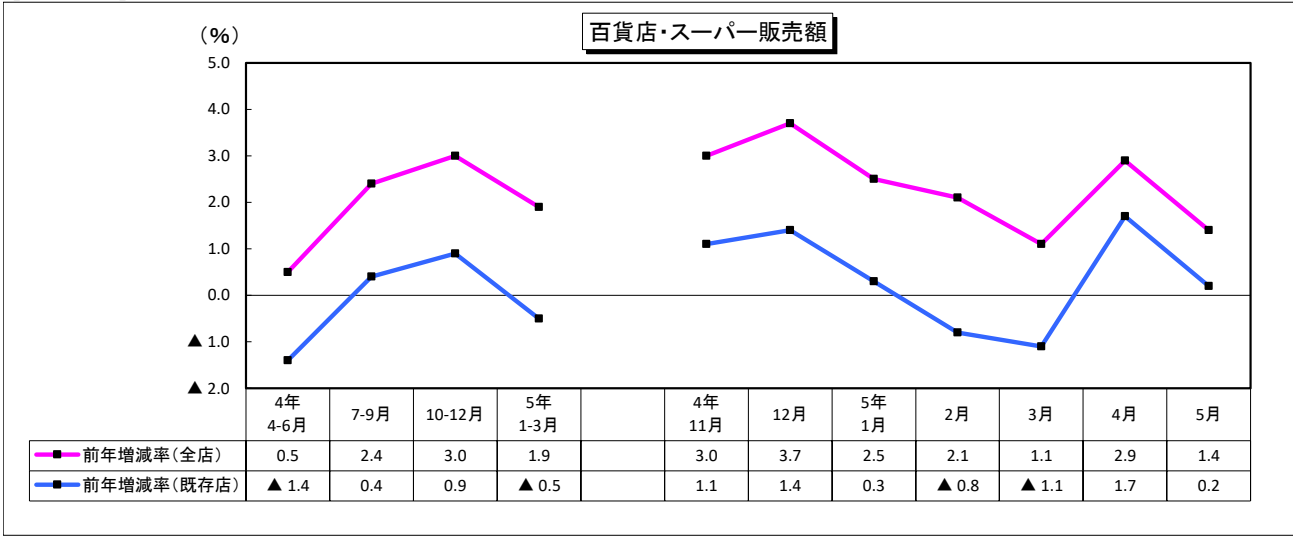
令和5年7月26日

財務省関東財務局
前橋財務事務所

1. 個人消費

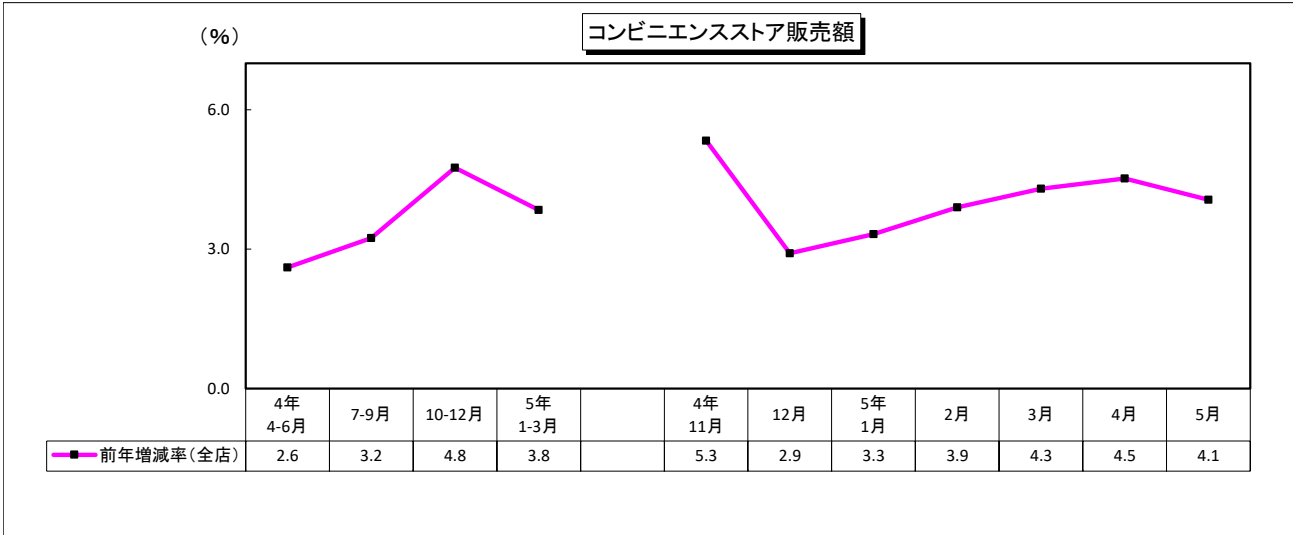
持ち直している

[グラフ1]



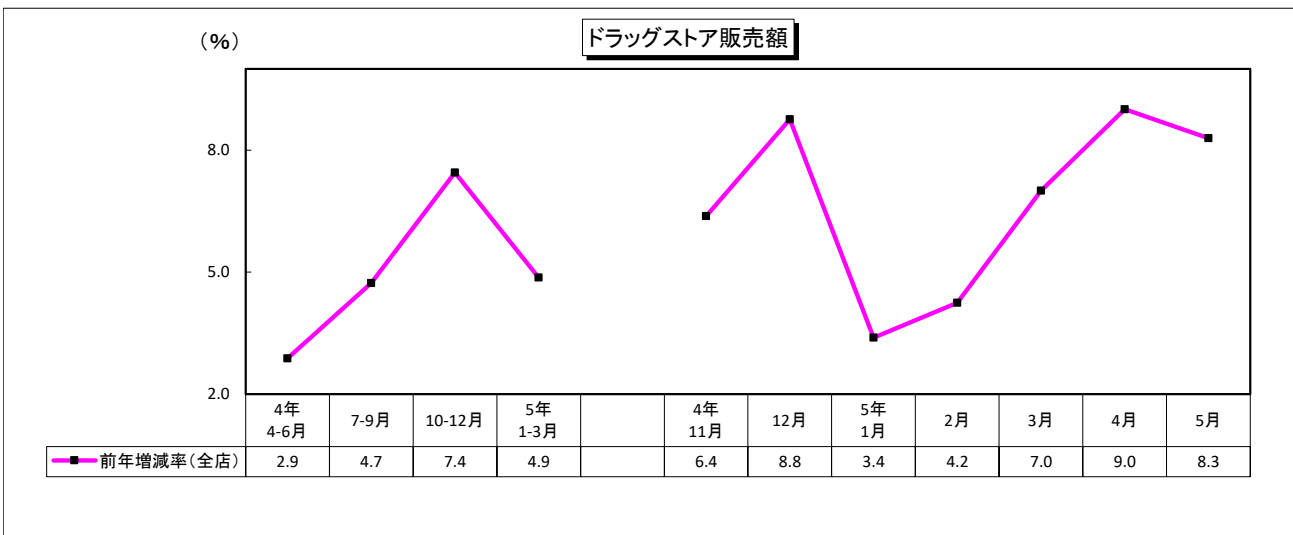
[経済産業省]

[グラフ2]



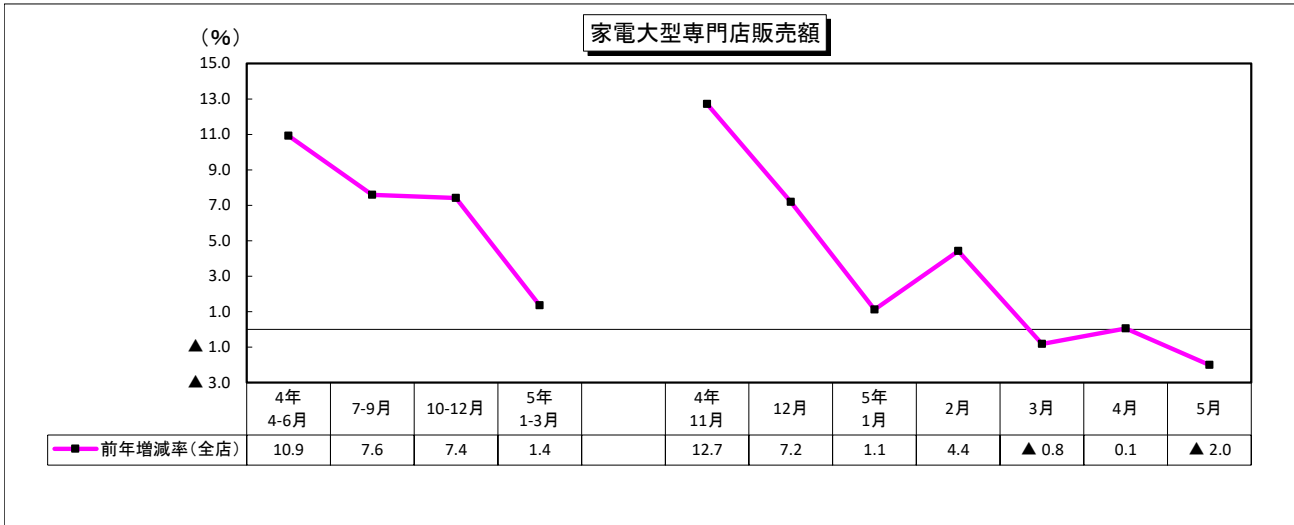
[経済産業省]

[グラフ3]



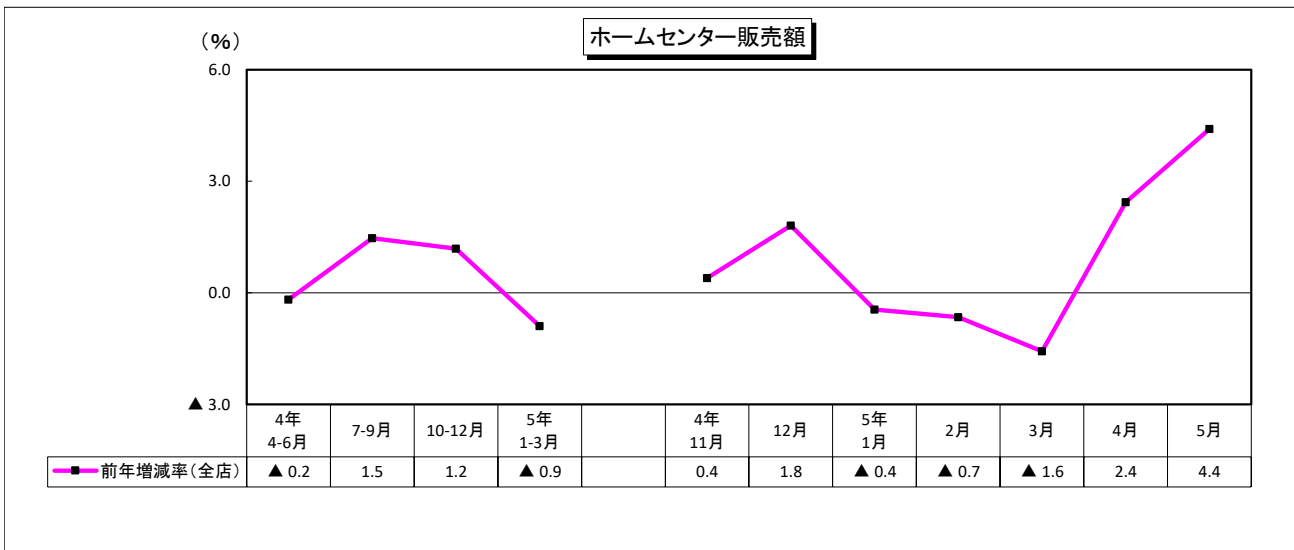
[経済産業省]

[グラフ4]



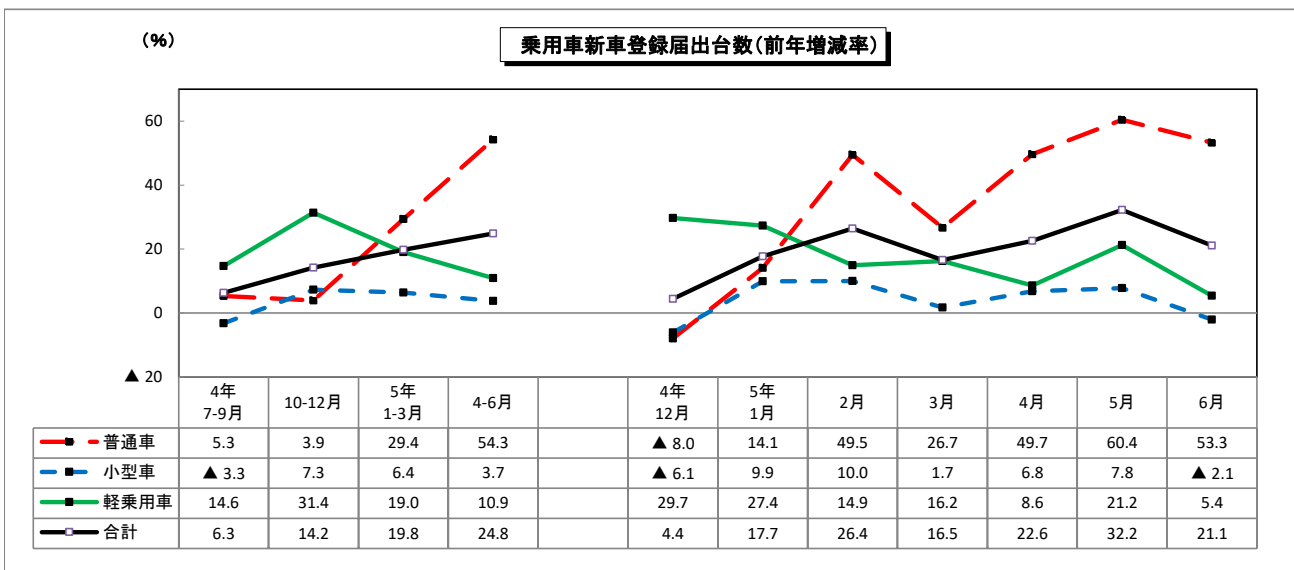
[経済産業省]

[グラフ5]



[経済産業省]

[グラフ6]

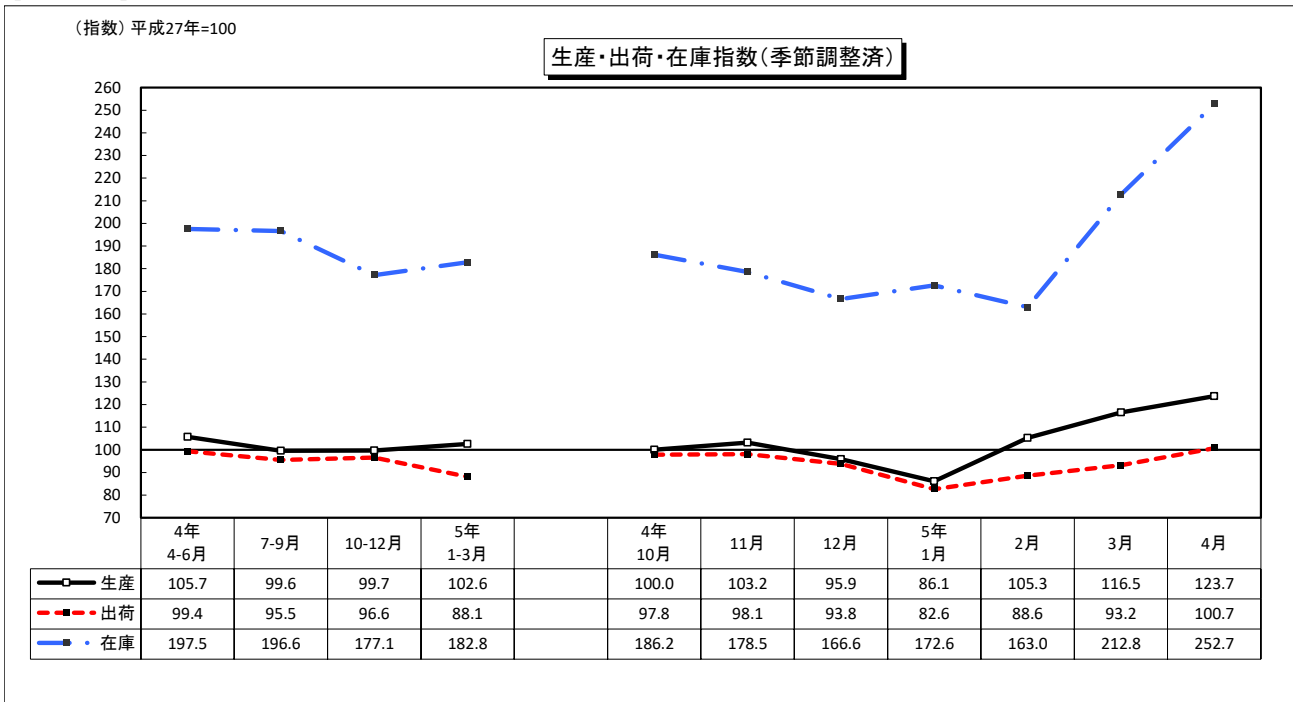


[日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会]

2. 生産活動

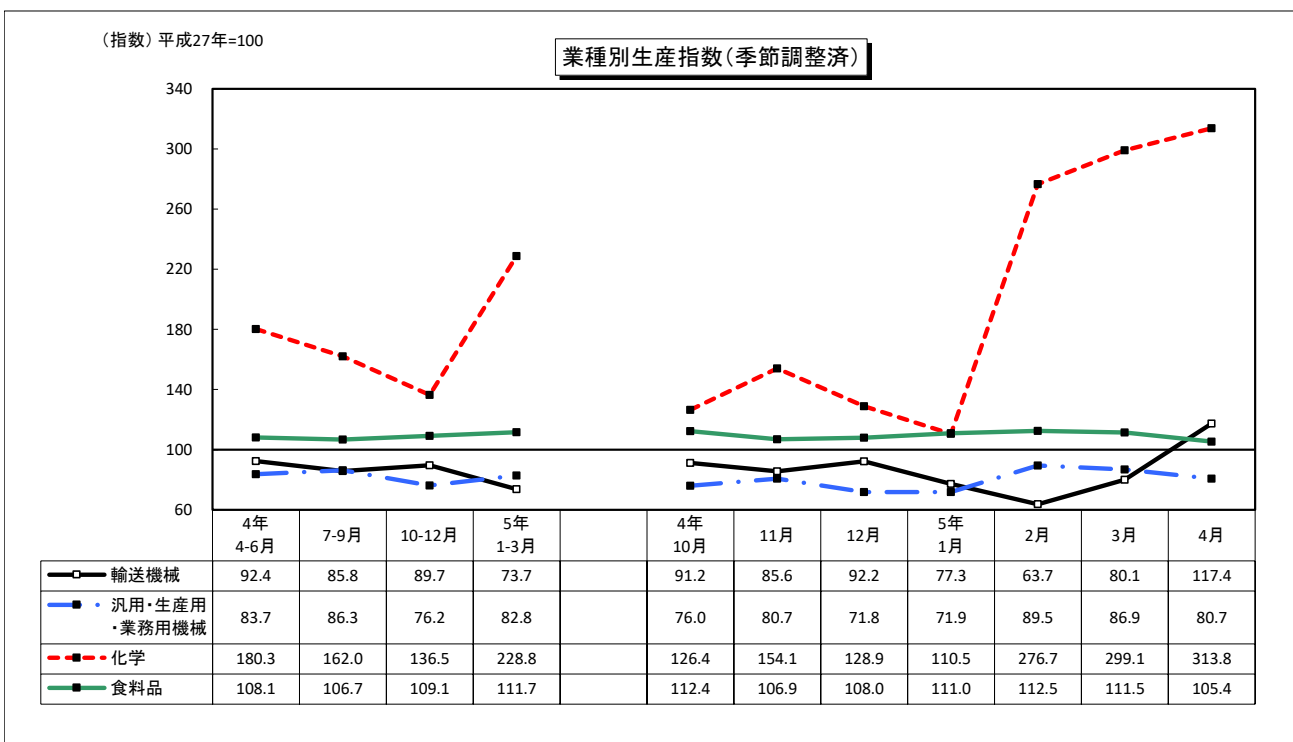
持ち直している

[グラフ7]



[群馬県]

[グラフ8]

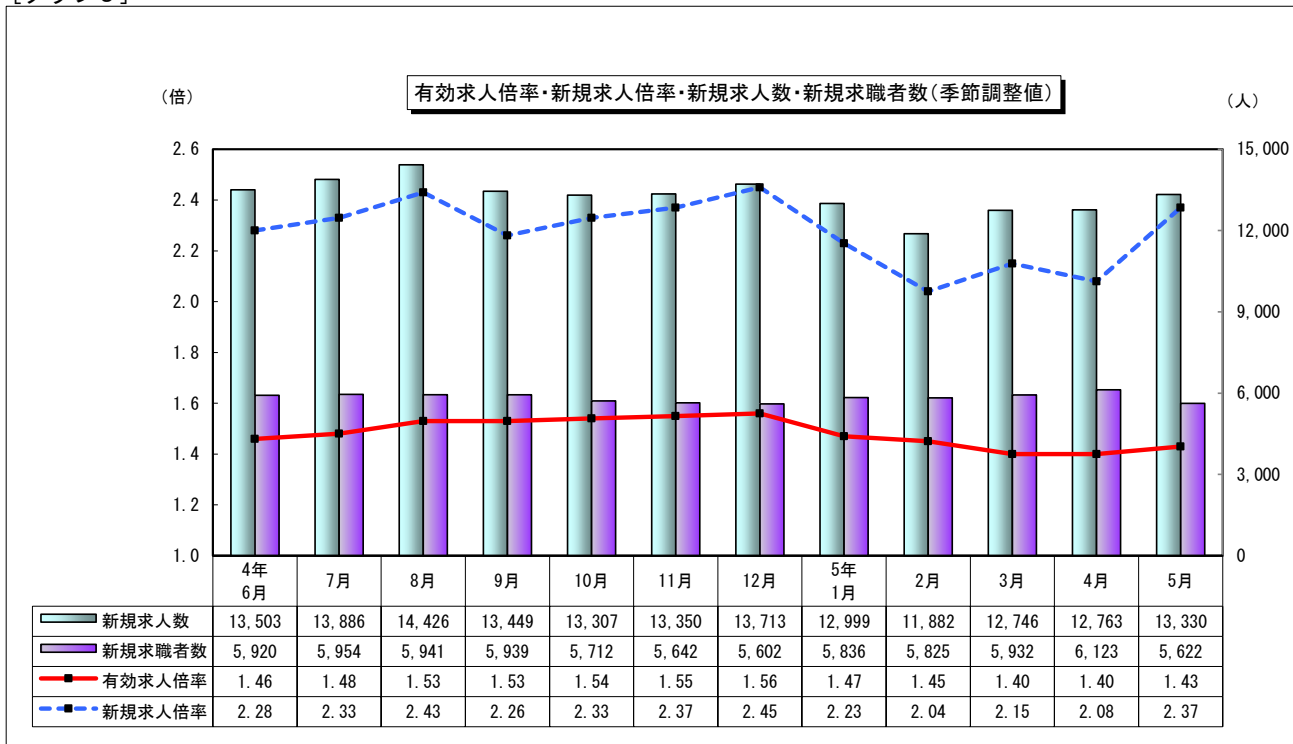


[群馬県]

3. 雇用情勢

足踏みの状況にある

[グラフ9]

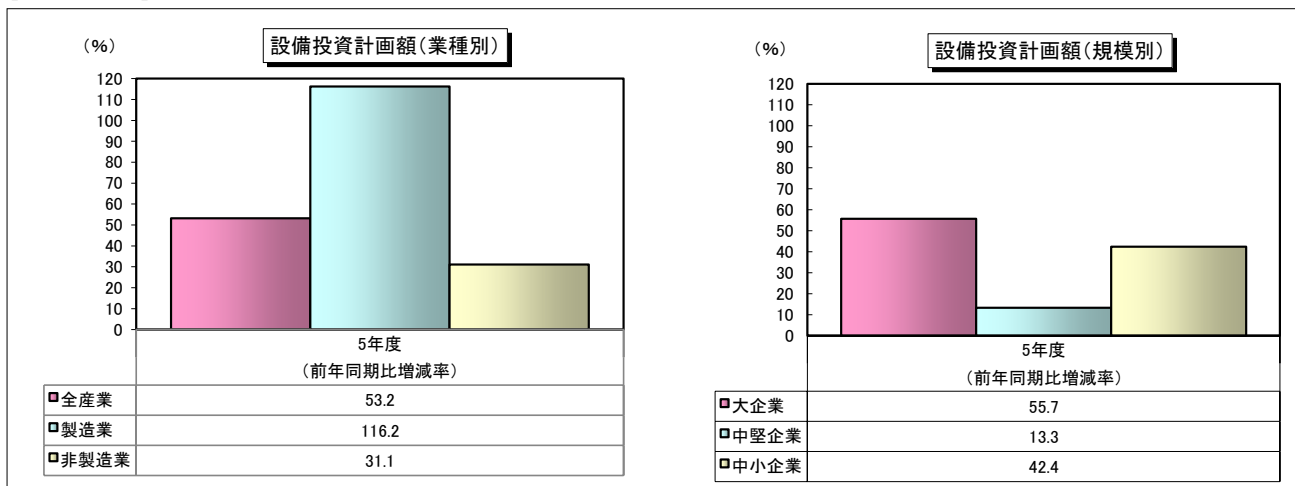


[厚生労働省]

4. 設備投資

5年度は増加見込みとなっている

[グラフ10]

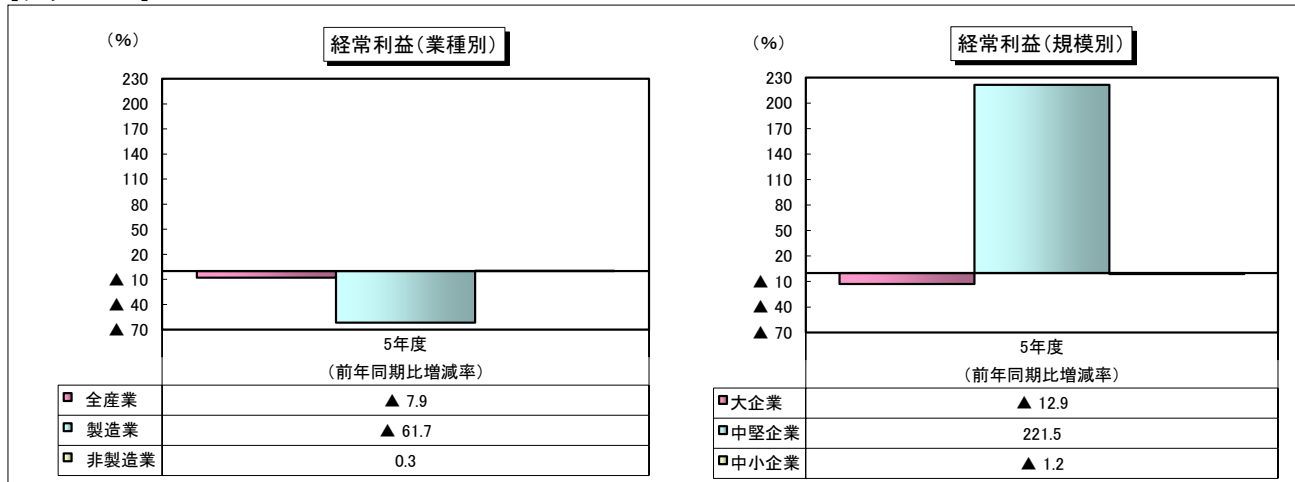


[前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)]

5. 企業収益

5年度は減益見込みとなっている

[グラフ11]

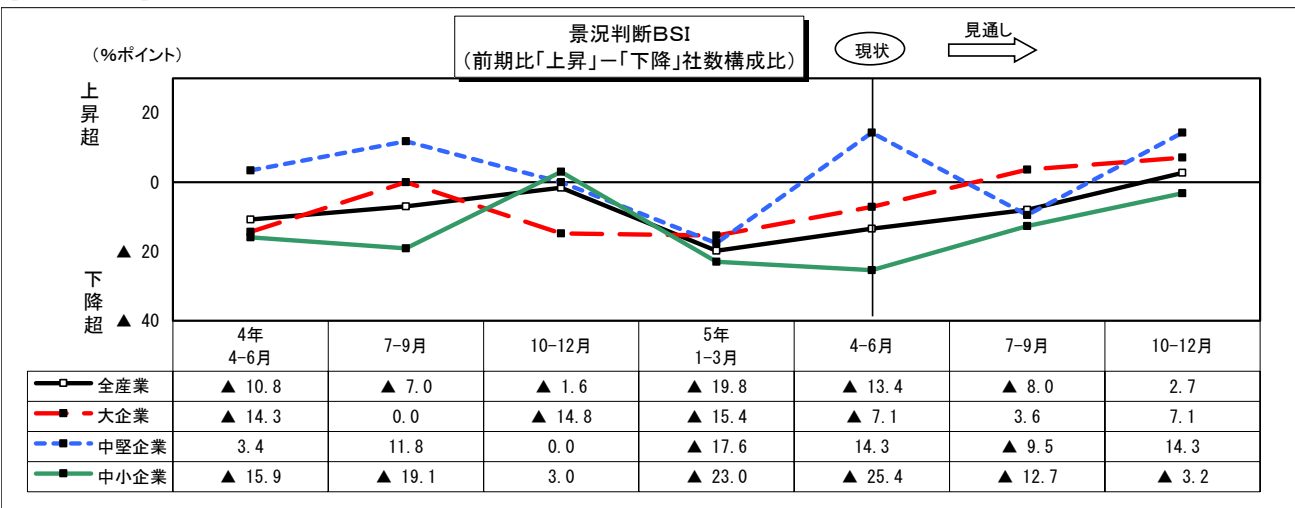


[前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)]

6. 企業の景況感

「下降」超幅が縮小している

[グラフ12]

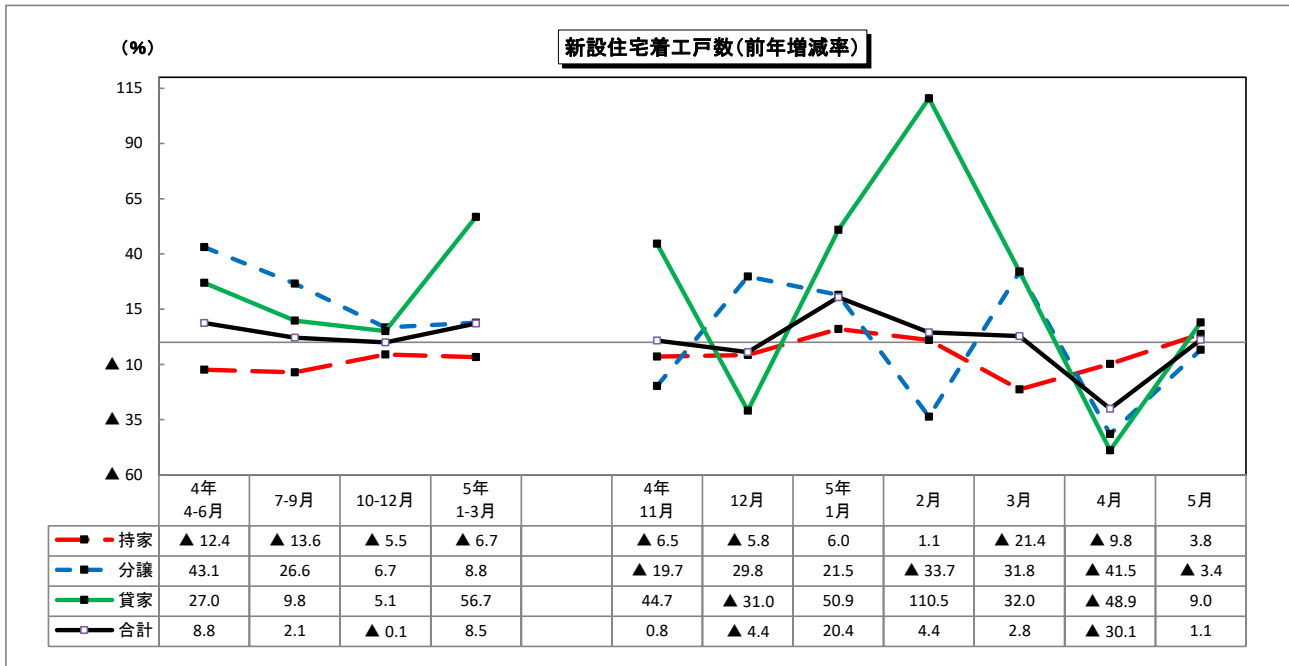


[前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)]

7. 住宅建設

前年を下回っている

[グラフ13]



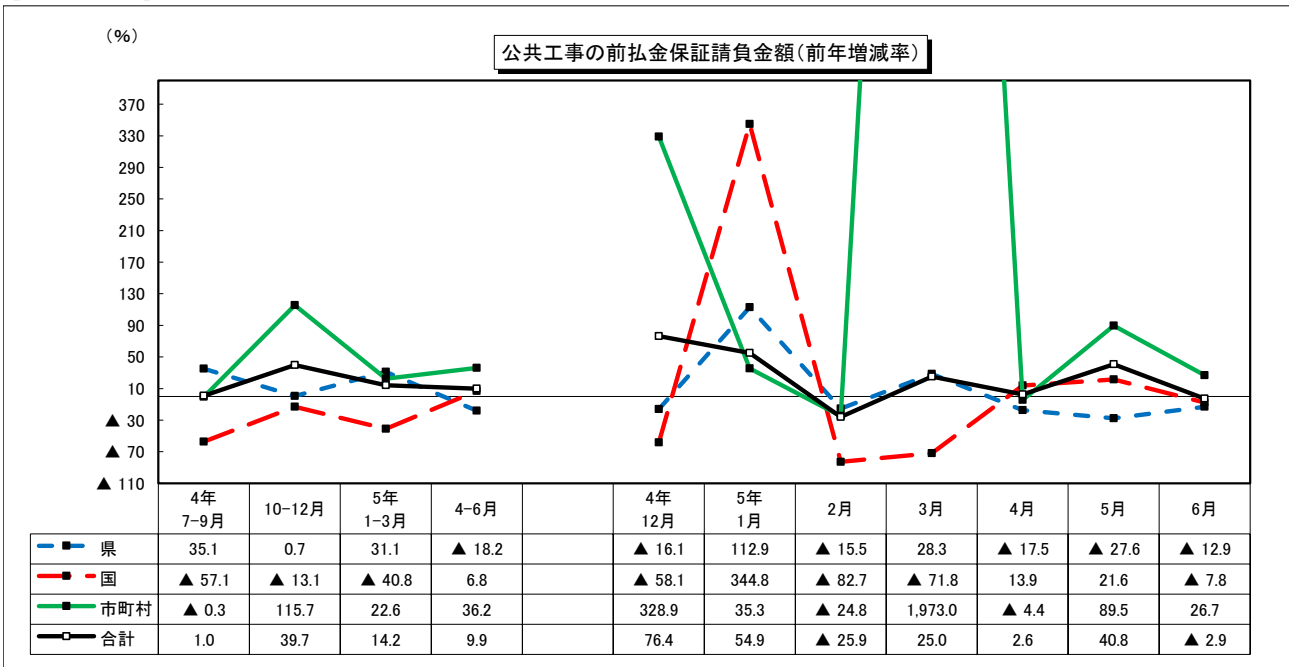
(注) 合計には給与住宅を含んでいる。

[国土交通省]

8. 公共事業

前年を上回っている

[グラフ14]



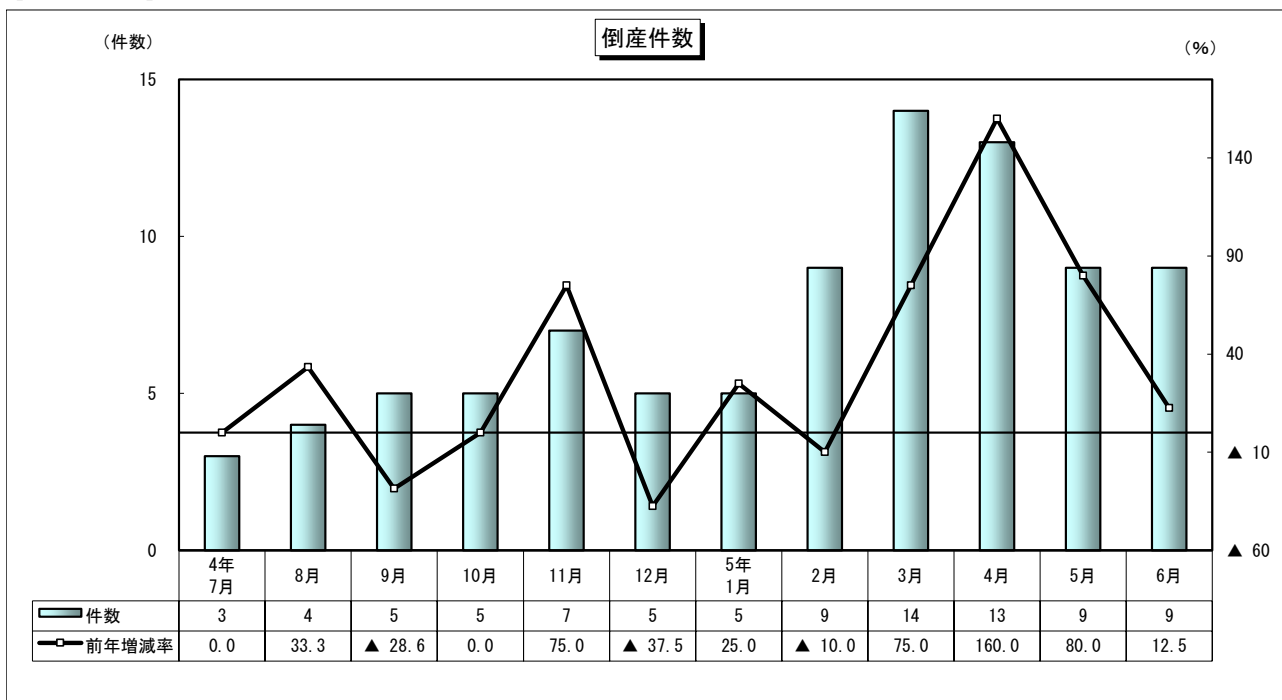
(注) 四捨五入の関係上、各発注者の総和は計に一致しない場合がある。

[東日本建設業保証株式会社ほか]

9. 企業倒産

負債額は前年を上回っている

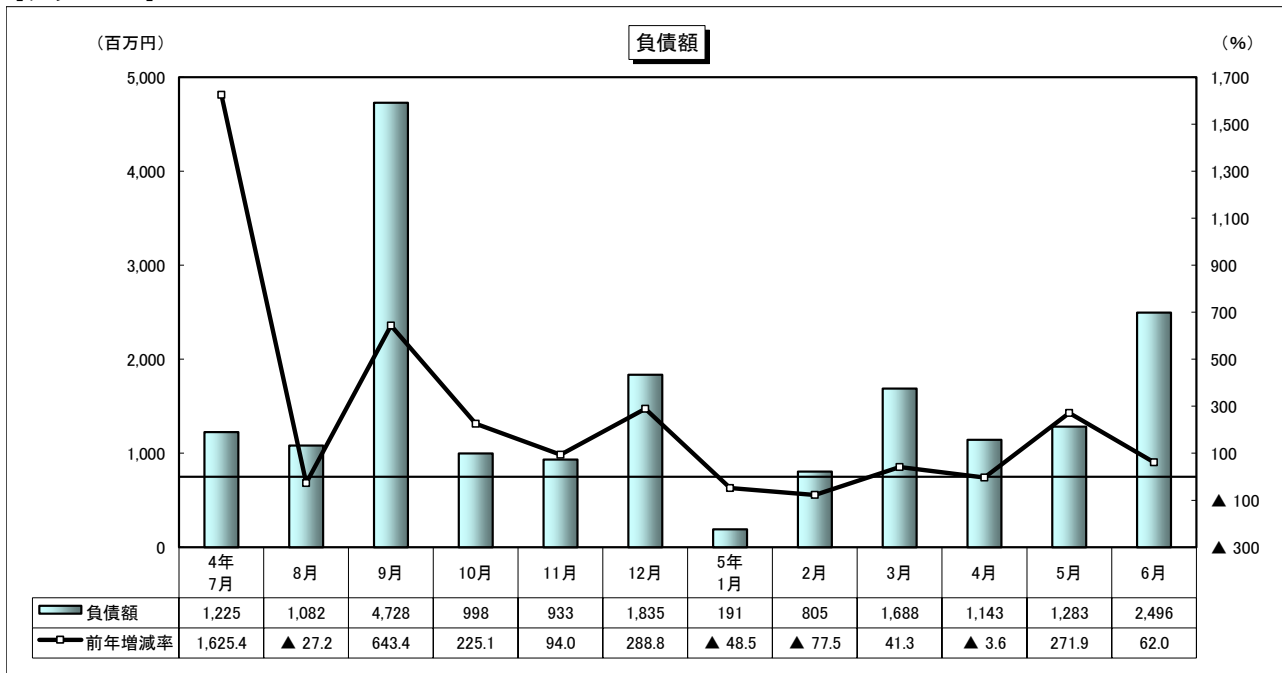
[グラフ15]



(注) 調査対象：負債総額1,000万円以上

[株東京商工リサーチ前橋支店]

[グラフ16]



(注) 調査対象：負債総額1,000万円以上

[株東京商工リサーチ前橋支店]

群馬県における生活保護と最低賃金と比較

令和5年7月

○ 令和3年度

1 生活保護

生活扶助基準	72,427円
住宅扶助実績値	23,563円
合計	<u>95,990円</u>

2 最低賃金

122,675円

3 生活保護と最低賃金の比較

(1) 月額

26,685円

(2) 時間額換算

188円

○ 令和4年度

令和4年度群馬県地域別最低賃金引上げ額30円

218円

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について
(生活保護及び最低賃金は令和3年度のデータを使用)

1 前提

- 若年単身 生活保護では18～19歳・単身世帯
- 冬季加算地区 区
- 級地別人口

1級地 - 1	0人	1級地 - 2	0人
2級地 - 1	811,567人	2級地 - 2	0人
3給地 - 1	861,038人	3級地 - 2	266,505人
計	1,939,110人		

令和2年国勢調査(人口等基本集計)による市町村別の人口

- 説明の都合により、数値の端数処理が行われている箇所があるが、実際に計算する際は、特に断りのない限り端数処理は行わないこと。

2 生活保護

(1) 生活扶助基準(令和3年度)

第1類費+第2類費(冬季加算を除く)

第1類費と第2類費の合計の人口加重平均を求めると

$$(71,460円 \times 811,567人 + 68,430円 \times 861,038人 + 66,940円 \times 266,505人) \div 1,939,110人 = 69,493円 (1円未満四捨五入せず)$$

第2類のうち冬季加算(1か月平均)

群馬県は 区に分類されるため、11月から3月まで5か月間支給。(群馬は級地別なし)

$$4,630円 \times 5月 \div 12月 = 1,929円 (1円未満四捨五入せず)$$

期末一時扶助費(1か月平均)

級地別の期末一時扶助費(1か月平均)

$$2級地 - 1 \quad 12,880円 \times 1月 \div 12月 = 1,073円$$

$$3級地 - 1 \quad 11,610円 \times 1月 \div 12月 = 968円$$

$$3級地 - 2 \quad 10,970円 \times 1月 \div 12月 = 914円$$

$$(1,073円 \times 811,567人 + 968円 \times 861,038人$$

$$+ 914円 \times 266,505人) \div 1,939,110人 = 1,005円$$

生活扶助基準(1類費+2類費(冬季加算込み)+期末一時扶助費)

$$= 69,493円 + 1,929円 + 1,005円 = 72,427円$$

(2) 住宅扶助実績値(令和3年度)

・単身被保護世帯数

群馬県(前橋市・高崎市を除く)5,369世帯、前橋市2,869世帯、高崎市2,511世帯。 合計10,749世帯

・住宅扶助実績値

群馬県(前橋市・高崎市を除く) 21,306円10銭、前橋市 25,574円90銭、
高崎市 26,090円20銭

1 令和3年度被保護者調査年次調査(個別調査)第3-10表により示される群馬
県(前橋市・高崎市を除く)前橋市、高崎市の単身被保護世帯数及び同1世帯当
たり住宅補助の値。

2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$\begin{aligned} & \cdot (21,306円10銭 \times 5,369世帯 + 25,574円90銭 \times 2,869世帯 \\ & + 26,090円20銭 \times 2,511世帯) \div 10,749世帯 \\ & = \underline{23,563円} (1円未満四捨五入せず) \end{aligned}$$

(3) 生活扶助基準 + 住宅扶助実績値

以上(1)(2)より、

$$72,427円 + 23,563円 = \underline{95,990円}$$

3 最低賃金との比較

時給865円(令和3年度群馬県最低賃金額)で月173.8時間(週40時間)働いた場
合の1か月の収入(手取額)は、

$$865円 \times 173.8時間 \times 0.816 = \underline{122,675円} (1円未満四捨五入)$$

0.816は、税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

生活保護95,990円 - 最低賃金(手取額)122,675円 = 26,685円とな
るため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を173.8時間で割って1時
間あたりとし、0.816で割って手取額から額面に換算すると、

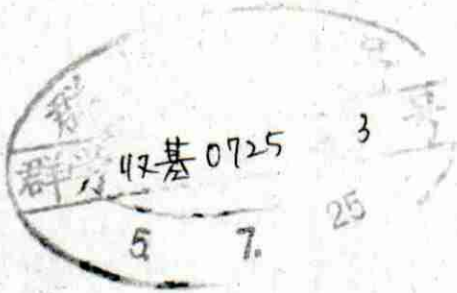
$$26,685円 \div 173.8 \div 0.816 = \underline{188円/時間} (1円未満四捨五入)$$

となる。

2023年7月25日

群馬労働局長
加藤 博人 殿

群馬県渋川市石原5-0-0
日本基幹産業労働者連合会
群馬県本部
委員



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業（銑鉄铸件製造業（銑鉄管、可鍛鉄を除く。）及び可鍛鉄製造業を除く。以下同じ。）これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1, 896名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

1, 957名

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②申出代表者に対する委任状、③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面、④特定最低賃金金額改正申出のための産業分類調査票、⑤賃金格差の疎明資料

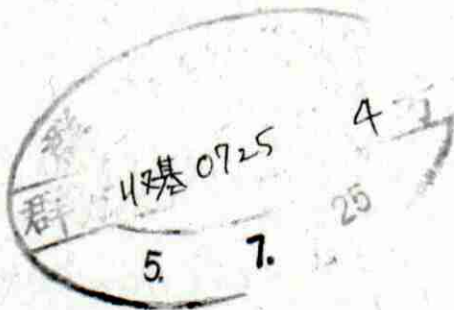
以 上

2023年7月25日

群馬労働局長
加藤 博人 殿

群馬県前橋市東町361-2
JAM北関東労働組合連合会(JAM群馬)
会

群馬県前橋市東町1084
全日本労働組合総連合会
群馬地方協議会
議長



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち

毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される基幹的労働者。群馬県において、金属加工機械製造業、一般産業用機械・装置製造業、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同附属品製造業、建設機械・鉦山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編み機械製造業（同附属品製造業を含む）または真空装置・真空機器製造業のうち真空ポンプ製造業を営む使用者に使用される労働者

16, 192名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

5, 622名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

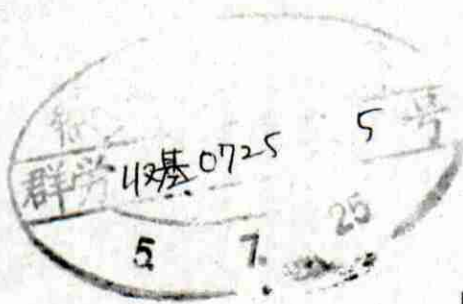
以上

2023年7月25日

群馬労働局長
加藤 博人 殿

群馬県前橋市 361-2
全日本電気・電子・情報関連産業労働組合
群馬県支部 地方協議会
議長

群馬県前橋市 町361-2
JAM群馬県連合会 (JAM群馬)
会長



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

20,463名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最

低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

12,550名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

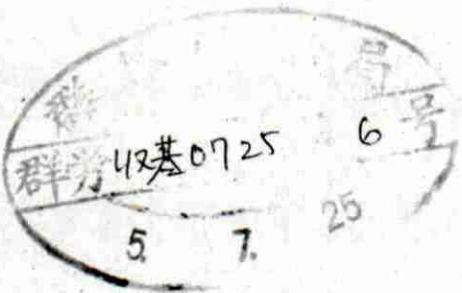
以上

2023年7月25日

群馬労働局長
加藤 博人 殿

群馬県 〇〇市 〇〇町 1084
全日本労働組合総連合会
群馬地区

群馬県 〇〇市 〇〇町 361-2
JAM 群馬県連絡会 (JAM群馬)



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲
群馬県において、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。
42,587名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

28,474名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上